

参議院内閣委員会會議録第七号

(二〇七)

昭和五十六年五月十二日(火曜日)
午後二時二分開会

出席者は左のとおり。

委員長 林 道君
理事 蔵内 修治君
竹内 潔君
矢田部 理君
藤井 恒男君

委員 板垣 正君
岡田 広君
源田 実君
中西 一郎君
林 寛子君
松垣徳太郎君
片岡 勝治君
野田 哲君
山崎 昇君
中尾 辰義君
峯山 昭範君
安武 洋子君
秦 豊君

国務大臣

大蔵大臣 渡辺美智雄君
農林水産大臣 亀岡 高夫君
運輸大臣 塩川正十郎君

政府委員

人事院事務総局 加藤 圭朗君
管理局長 長橋 進君
人事院事務総局 給与局長 佐藤 信二君
総府府総務副長 森 卓也君
総府府人事局次

臨時行政調査会 佐々木晴夫君
事務局次長 梅澤 節男君
大蔵大臣官房審 吉田 正輝君
官 矢崎 新二君
大蔵省主計局次 長 川嶋 良一君
農林水産技術会 議事務局次長 永光 洋一君
運輸省鉄道監督 局国有鉄道部長 鈴木 源三君
事務局側 常任委員会専門 員 吉井 浩君
説明員 日本国有鉄道常 務理事 足代 典正君
日本国有鉄道共 済事務局次長

本日、の会議に付した案件
○昭和四十二年度以後における国家公務員共済組 合等からの年金の額の改定に関する法律等の一 部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○昭和四十二年度以後における公共企業体職員等 共済組合法に規定する共済組合が支給する年金 の額の改定に関する法律等の一部を改正する法 律案(内閣提出、衆議院送付)
○農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内 閣提出、衆議院送付)

○委員長(林道君) ただいまから内閣委員会を開 会いたします。
昭和四十二年以後における国家公務員共済組 合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部 を改正する法律案及び昭和四十二年以後におけ る公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組

合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一 部を改正する法律案を便宜一括して議題といたし ます。
前回に引き続き、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

○野田哲君 まず、臨時の事務局の方に伺いたい と思うんですが、公務員の共済年金にリンクして いる公務員の給与制度について、最初に臨時行政 調査会の事務局からその見解を承りたいと思うん ですが、きょうの朝刊に、臨時行政調査会での検 討項目についてきょう具体的に決定をされた、こ ういう報道がされているわけでありまして、私 はこの報道によつてきょうの質問の資料にするた めに、この臨時行政調査会で検討された十一項目 の内容について資料を提供してもらいたい、こ ういうことで請求したわけですが、そのようなもの はないという答えなんですが、本当にないんです か。

○政府委員(佐々木晴夫君) 臨時行政調査会で四 月の十七日、第三回の段階でもって調査会として 特別の部会を構成し七月までに緊急に検討をすべ きものというものを定めたわけでございます。こ れは、行政の見直しによります中央、地方を通ず る支出削減の問題並びに行政の効率化の問題でござ います。それを第一特別部会、第二特別部会で もってこれを取りあえず一応検討するということ で、実は特別部会段階で種々検討してまいりまし た。

昨日、五月十一日の段階で、その検討状況につ きまして調査会に対して報告をいたしました。た だし、その検討状況の報告はあくまでもまだ仮定 の段階のものでございまして、いわば文書の形 で、一応メモランダムという形のもののはつくつて おりますけれども、これを決定したとかなんとか というふうなものではございません。したがっ

て、たとえば部会あるいは調査会の決定文書では ないものでございますから、まだ不確定の要因が 多分に含まれるわけでございますので、先生の資 料の御請求につきましていま確定的なパーパー はないと、このようなお答えを申し上げた次第でござ います。

○野田哲君 文書のないものが、朝日新聞も読売 新聞も同じ文書が報道されるはずはないんです よ、これは。文書があるから、全く朝日も読売も 同じ文書を報道しておるのじゃないですか。いま の次長の説明によると、四月十七日のメモとい いますか緊急課題というのがありますね、当面の緊 急課題。これをもとにしたのがきのうの、この報 道された内容なんですか。

○政府委員(佐々木晴夫君) 四月十七日は調査会 として緊急課題について概定をいたしておりま す。これに基づきまして特別部会に検討を指示い たしました。それに基づきまして、特別部会段階 で各機関から意見を聴取し、とりあえず調査会段 階に、今後どういう手順でもって進めていくか、 その場合の物の考え方といったようなものにつ きまして、いわば未確定の段階でもって調査会に部 会長からきのうの大体の考え方を御報告したわけ でございます。したがって、四月十七日の緊急 課題に関する課題決定といえますか、これはいわ ば調査会としての概定した正式文書でございま す。きのうの検討状況の報告につきましても、い わば部会段階の案といえますのは、これは部会の いわば一つの物の考え方の試案としまして、素案の 素案として御報告したものでありますから、正式 に定まったものではございません。

○野田哲君 そこで、それはそれでいいですが、 この四月十七日の当面の緊急課題、この中でも第 三項の(1)のアの項で「国家公務員の定員・給与・ 退職金の合理化」という項目がある。さらに、

新聞報道によると、「財政再建期間中の給与の抑制措置」それから「退職手当の合理化」「年金制度の見直し」、こういう課題が報道されているわけでありまして、文書がきちっとできているかできていないかを別にして、共済年金制度にリンクする公務員の給与の洗い直し、それから退職手当の再検討、年金制度の見直し、こういう項目が臨時行政調査会の緊急の検討項目になっていると、これはそのとおりを受けとめていいわけですか。

○政府委員(佐々木晴夫君) 四月十七日の段階でもって、この第二特別部会の課題といたしまして、公務員の給与、退職金等の検討を指示されております。いま言われましたように、給与、退職金、このあたりにつきまして、本来あるべき姿というのはいわば二年間の課題でありましようけれども、当面種々措置すべきものはないかということにつきましては、当然その特別部会の一つの問題意識となつてまいるわけでございます。

○野田哲君 人事院に伺いますけれども、人事院は昨年の勧告のときにも触れていたわけですが、昭和六十年実施を目途にして公務員の給与制度等についての総合的な見直しを行っている、こういうふうになっているわけですが、五十八年を目途にした総合的な見直しを行う、こういうふうになっているわけですが、この見直しは大体、公務員の給与以外すべて、公務員制度すべてにわたるわけですか。たとえばいま言った退職手当、それから共済年金あるいは昇任昇格とか任用とか、すべてにわたるわけですね、どうなんですか。

○政府委員(加藤圭朗君) お答えいたします。現在人事院が進めております人事行政諸施策の策定の検討ということは、昨年の報告でも触れましたように、社会経済情勢の基盤の変化を踏まえて人事行政の全般の問題にわたって問題を掘り下げて対応していく必要があると、そういう認識のもとに指摘をしたわけでございます。この検討の対象の中には、たとえば採用あるいは昇進問題、

それから給与問題、退職管理の問題等人事行政制度の各般の問題が含まれておるといふふうに考えておりまして、目下検討を進めているところでございます。

なお、退職手当、年金制度につきましては、先生すでに御承知のように、所管がそれぞれ分かれていてございまして、人事院といたしまして関与するにはおのずから限度がございまして、けれども、これらの制度はもとと給与制度初め人事行政諸制度に無関係ではございませんので、そういった退職手当、年金制度も十分念頭に置きながら今後の検討を進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○野田哲君 これは大蔵省、大臣でなくて事務方で結構なんです、大蔵省に大蔵大臣の諮問機関として公務員の共済年金制度についての検討を行っている機関があったと思うんですが、これははいまどういう作業を行っているんですか。

○政府委員(矢崎新一君) ただいま御指摘のございましたものは共済年金制度基本問題研究会というものでございまして、これは昨年の六月に大蔵省の中に設けたものでございます。この研究会は、共済年金制度全体を通じて基本的な諸問題、今後のあり方などにつきまして、専門的、総合的な検討を行うという趣旨で発足をさせたものでございます。具体的課題としては、大きく分けて三つの課題を御検討をお願いしたいと思っております。

○野田哲君 そこでいいです。運輸省は公企体の共済制度について、国鉄は国鉄で年金問題を検討する機関を設けておられたと思うんですが、それ以外のところはどうかなんです、か、別になんてですか。

○政府委員(永光洋一君) お答えいたします。運輸省にも国鉄の関係を研究する懇談会を設けておりますけれども、実はこの懇談会で研究いたしております段階におきまして、われわれの国鉄の課題につきましては、他の一般の共済問題等に関連するところが非常に多いものですから、した

が、いままで大蔵省で全般的な共済問題を研究する会にわれわれも参画いたしました。その場で、広い観点からその一環としての国鉄の共済問題を現在いろいろ議論をさせていただいておる、こういう段階でございまして。

○野田哲君 大蔵大臣、いまお聞きのとおりなんです。公務員の共済制度を検討するに臨時行政調査会が検討を始める、こういうことなんです。人事院も公務員制度全体の見直しの検討をいまやっているわけですか。当然年金問題、退職制度に及ぶわけですか。あなたのところにもあるわけですか。年金制度を検討する機関が、運輸省にもあるんです。一つの公務員の年金制度を検討するのには、それだけで四カ所、いま直接のそれではないにしても、関連する問題等含めて検討がされていくわけなんです。まずここから行政改革をやらなければ、これはどうにもならぬのじゃないですか。

そこで、いまお聞きのような状態の中で、総理府の副長官に私は伺いをしたいと思うんです。それは、年金問題の基礎になる公務員の給与制度について人事院は人事院で見直し作業をやっている。臨時行政調査会は臨時行政調査会で、この七月までの緊急の課題の中に公務員の給与制度の見直しが大きな項目として入っている。私が承知をしている限りにおいては、公務員の給与制度についての問題は人事院の勧告によって必要な措置がとられる、こういうふうな制度にいま国家公務員法はなっていると思うんです。臨調は臨調で何か物申す、人事院は人事院で見直し作業をやっている五十八年ごろは結論を出される、こういうふうな動いておられるわけですが、一体総理府としては、そういうそれぞれの動きの中でどういうふうなこれに対処されようかと考えておられるんですか。

○政府委員(佐藤信二君) いま野田委員から御質問がございましたが、私の方では、まずいまの臨時行政調査会の使命というものは、これは行政のあり方、立場から見て、仕事減らし、人減らし、金減らしというところに実は重点があるのじ

やないだろうか。一方、人事院の方は、公務員法の第一条に基づきまして、公務の民主的かつ能率的な運営、こういうところから実は検討を始めていると思うんです。いま御指摘のように、この公務員の給与制度の抜本的な見直しというのは、昨年の人事院の勧告がございまして、それを行うときに、実は政府として昨年の十月二十八日に勧告取り扱ひの方針の閣議決定をいたしまして、それに基づいて人事院に対して検討というものを可及的速やかにやってくれ、こういうお願いをしたわけでございます。

そこで、いまの段階ですと、どういうふうなことが実は臨調から出てくるか、人事院から出てくるか、わかりません。ということでは、人事院の勧告というものを尊重していくという基本的な態度をまずとってまいりました。しかし、いま申したように、やはり第二臨調の使命からいって、いままでの制度そのものに対してメスを入れるということでもございまして、どういうふうな結論を出してくるかというところによって慎重に審議していきたいと思っております。

○野田哲君 臨調の事務局に伺いますが、臨調の方でいま公務員の定員とか給与あるいは退職金等についてメスを入れる、こういうことで検討項目に挙げておられるわけですが、公務員の給与についてメスを入れるというその手続、手順というのはどういうふうな考えでおられるわけですか。

○政府委員(佐々木晴夫君) 臨時行政調査会は一応二年間の検討期間をいただいております。二年の間に行政の制度及び運営の基本的事項につきまして調査審議をするということを役割といたしております。その過程にありまして、当然二年間だけの臨時的な機関でございまして、各方面でもって種々御検討なさっているところがあるところでありまして、まず第一の問題をいたしましては、たとえばいまの給与の問題であります、人事院、総理府それから大蔵省、このあたり等で種々

御研究なさっておりますところを、種々これをまたさらに私どもの方でも参考になさせていただき、それをまた検討させていただくということが第一段階であるかと思ひます。

それからさらに、たとえば、これにつきましての議論を経ました上で、所定の手続というのがあるわけでありまして、臨時行政調査会自体としての問題意識を熟させていく、また各機関とも御相談をするというふうなことから、必要ないわけば議論の調整というものを待つていく、その他その実行に当たりましては、それぞれ法律でもって定められました諸機関があるわけでございますので、そうしたところからその御検討を願うという種々の段階を経て、臨時行政調査会での一つの答申が行われる段階にありましては、そうしたような過程でもって行われてまいるもの、このように考えております。

○野田哲君 どうも回りくどくてよくわかりませんが、公務員の給与にメスを入れるとすれば、私が承知している限りでは、人事院が勧告を行う以外には手続の方法はないと思うんですが、それ以外の方法を何か臨時行政調査会の事務局としてはあると考えておられるんですか。その点を聞きたいのです。一言で結構です。

○政府委員(佐々木隆夫君) 臨時行政調査会の役割からいまして、これからいけば、たとえば民間の国民的なコンセンサスの場を持つてまいりたい、国民的立場に立つて行政改革の実際に当たりたいということでございますので、それ自体としての種々の物の考え方というものを整理しなければなりません。いま給与、退職金等につきまして検討をするということが当面調査会として決まっておりますので、部会段階ではまずそうしたものの検討を終える、その上に立つて、それぞれ所定のまた御相談、それからあるいはその他のいろいろな手続をとっていくということを一応考えておるわけでありませう。

○野田哲君 よくわかりませんが、また改めて伺いませう。

総理府の人事局ないしは人事院、どちらでもいいんですが、いま退職金の問題が大きな課題になっております、公務員の退職手当。五十二年の官民比較をもとにしていま法案が出されている。そこで私が伺いたいのは、五十二年に人事院が民間との比較をした、それ以降公務員の給与と制度にいろいろの変化があつて、五十二年まで行われていた退職時の特別昇給、それから昨年の勧告に基づいてとられた措置として、定期昇給の抑制措置がさらに昨年から強まってきた経過がある。そういう経過によつて、五十二年の調査でモデルにされた公務員が五十二年当時と退職金の給与がどれだけ抑制をされているのか、その点を御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(森卓也君) お答えをいたします。退職時の特別昇給の制度につきましては、高齢によりますところの昇給延伸等による影響を受けている職員で、勤務成績が特に良好な者が勧告によつて退職する場合に認められております特別昇給につきましては、これは現在も行われているものでございまして、来年の三月三十一日をもって廃止されることになっております。

それからまた、昨年から導入されました高齢者の昇給停止措置等は、経過措置がいろいろ働いているようなことによりまして、その昇給抑制効果が一層出てまいりますのは昭和六十年以降の退職者についてであらうかと思ひますが、そのころになりますと、二号俸がフルに働くようになるかと思ひます。

○野田哲君 そうすると、五十二年当時から今日では、公務員の定期昇給制度で一つのモデルを例にとると、五十二年当時と比較して二号低い状態で六十年以降では退職することになると、こういうことですね。そうすると、そのぐらいの該当者ですと、二号ということになると大体金額でいくと二万円ぐらいですか、どうですか。

○政府委員(森卓也君) お答えをいたします。勤続年限によつていろいろ二号俸というものの差がございまして、大体先生の御指摘の線の前

だと思われまふ。

○野田哲君 そうすると、これは副長官よく聞いておいていただきたいと思うんですが、五十二年の比較で民間との逆転差が八%ないし一〇%ぐらいあると、こういうことでいま削減措置が提案をされているわけですが、いまの次長の説明によると、その比較した五十二年以降、公務員の給与の抑制措置によつて退職時の特別昇給が来年三月三十一日で廃止される、それから昨年の行われた高齢者の定期昇給の抑制措置によつてその効果が六十年以降は出てきて、これによつて二号、個人差はありますけれども、平均二万円ぐらいは本俸で下がった状態で退職することになる、五十二年と比較すると。そうすると、退職手当六十カ月とすると、この措置だけで百二十万円落ち込むわけなんです。百二十万円落ち込むということは、五十二年の比較で公務員の退職手当が高いから削減しろというあの提案の金額が、ほとんどこれによつて、率を落とさなくても本俸自体が下がることによつて削減をされていく、こういう結果になるんだと、こういうことなんです、その事実はあるんだとお認めになりますか、どうですか。

○政府委員(佐藤信二君) いまの話をうに、実際的には影響が出てまいりますのは六十年以降というところでございまして。しかし、民間との比較において実はこの問題が始まったわけでございますが、民間の方は石油の危機以来退職金制度の修正というものが急激に進みまして、五十二年度における民間調査の後においても退職金にベースアップをそのままはね返さずというふうなことが実はなくなつたり、また定年年齢の延長に伴う退職金を五十五歳の水準に抑えるというふうには実は厳しいような措置をやっております。

そこで、昭和五十三年以降の官民双方の退職金の水準の変化というふうな問題は、今回の改正法案で六十年に見直すというふうな実は規定がございまして、その段階においてひとつ検討を進めていきたいというふうに考えております。

○野田哲君 そういう説明ですと、今度は民間の方にはまた別の制度があるので――企業年金というふうな制度、退職一時金を企業年金にずつと肩がわりをしているというふうな制度があるので、そこまで全部あなた資料を出してもらわなければ説得力はないので、きょうはやめますが、ただはその方々が退職手当が高いから減せということでは、減そうとしているわけですね。いまもう一つは、毎月

の給与を抑制する措置がとられて、それによつて平均大体退職するモデルの人で、いま説明があつたように、昇給を抑制することによつて現実に百二十万円ぐらゐも実質的には下がっている。ですから、それにもかかわらずさらに率も下げることになると、これはダブルパンチということになるわけなんです。都合のいいときには率を下げ、都合の悪いときには本俸を下げる、こういう二重の措置によつてやられることになるわけ、それは比較として私は正しい比較ではないと思うので、しかしそれは問題をきょうは指摘をするだけで終わりたいと思ひます。

これで終わりますが、後で労働省なりそれから厚生省なり、春闘の問題等聞かしてもらつてもありましたが、大変恐縮でございまして、これで私の質問は終わります。

○山崎昇君 それでは、大変全体時間短いそうでありまして、さうして簡潔に聞いていきますが、後で共済組合法そのものの内容については技術論も含めて細かに聞きたいと思ひますが、まず大蔵大臣にせつかつく機会がございまして、二、三お聞きをしたいと思ひますが、大変予算委員会でも問題になって最近また大蔵省でも検討しているようでありまして、所得税の減税が一体どういふ見通しにあるんだらうか、それから、もしやるとすればどういふ手順で大蔵省としてはやろうとするのか、まずこの所得税の減税についてお聞きをしたい。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 五十六年度のことだと思ひますが、五十六年度の予算のときに、われ

われとしては所得税減税をやる余裕がございませんとお断りしてきただけでございますけれども、いろいろいきさつがありまして、議長裁定が出され各党がそれを了承するというようなことになりました。私も議長のところへ呼ばれて、こういう裁定を出したと、ついでには各党ともこれを了解したので、財政当局においてもいろいろ御事情はあろうが、この裁定のとおりにひとつやってもえぬかという話があったので、そこで私はお引き受けてまいりました。したがって、これは政治的な決着でございますから、その裁定の前にも後にも出ないと、裁定のとおりにやらしていただきたいと、こう思っているのはいまでも変わりありません。

ただ、新聞などで、この間もどこの新聞に大蔵省首脳語るといって、私の写真入りで、しかも何か五百億のミニ減税をこしやれば来年やらなくて済むとか何とかというようにことが書いてあっていろいろ波紋を投げました。ところが、私は全然知らない話でございますから、だれなんだという犯人捜しをしてみたけれどもだれもいないということで、一体それはだれがしゃべったかわかりませんが、ああいうこともないんです。

ところで、よくどういふふうにするかと言われるが、やるかと言っても剰余金が出てみないことにはわからないわけであって、剰余金が出るのか出ないのかといま聞かれても、でかい目玉の法人の決算申告というのは五月にどんと出るわけですから、それが出ないことには、事業所得の伸び率が悪いということで全体の税の進捗割合が非常に五十五年度分はよくないということを言われておりますが、法人の申告はまだ出てこないわけですから、法人は非常にいいと、企業の投資も行われていると言われているので、わからぬわけです。わかったのは、予備費支出が九百七十何億円余ったとか、それから税外収入のうちでへっこんだのもあるかもしれないが、十二月決算締め切りの競馬会が三百何十億円か余分に出たとかいうぐらいのこと、後は不用額が幾ら出るのか、それから果

たして税金の収入減が幾らになるのかわからない、結局はわからないということ、それが全部出そろった際においてはあの文章どおりにやりたい、こう思っておるわけです。

○山崎昇君 なるほど大蔵大臣のいま説明のように、法人の決算五月、それから役所で言えば五月の末が出納閉鎖期ですね、ですからそういうものから勘案していけば、少なくとも来月の中旬あるいは二十日かわかりませんが、そのころには大筋確定してくるんではないんだろか、こう私は素人ですが考えるわけなんですけれども、したがって、いづれにいたしましても、あの議長裁定どおりやれば所得税の減税はしなきゃならぬ。額は、いまあなたの言うとおり、いろいろなこととはあるとしましても、これはその場合に一体大蔵省としてはいまの段階でどういう手順で所得税の減税をやろうとしているのか、その点だけ重ねてひとつきょうはお聞きをしておきたい。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 額がわからないと、どういふこととやらかと言っても見当がつかない。課税最低限までいじれるほどの額なのか、もつと小ぢやなものなのかわからぬものですから、実際にわかるのはやっぱり七月、六月でわからぬそうです。不用額の全部の整理がつかないときとわからぬといふことであって、たとえば予備費の不用が三月末でわかります。その他の歳出の不用は五月末でわかります。税収等の歳入の増減は六月下旬にならないとはつきりしませんと、慣例で毎年そうなっておりますから、したがってまだ先もございませぬし、額の見当も大体大ざっぱなところがつかぬものですから、まだ手順については考えておりませぬ。

○山崎昇君 そういふ点もあろうかと思えますが、私がお聞きしたかったのは、それは額にもよりますが、たとえば一遍やりました税の戻し方式でやるのか、年末調整というかこうでやるのか、あるいは課税最低限引き上げでやるのか、そのことはもちろん額との関係もある

と思うけれども、大筋大蔵省としては大体こんな方向でいくのかいな、これは国民から言うとき一体これどうなっていくのだからかという心配も、かなり最近実質的な賃金の目減りということもありまして、相当な関心があるだけに聞きをしておるわけなんです。したがって、いまなかなか結論を出しにくいというお話でありますから、それはそれで私はある程度理解をしておきますけれども、いづれにいたしましても、早い機会にきちんとしたことを大蔵省としてはやってもらいたいというところを、この点は要望しておきたいと思うんです。

それから第二にお聞きをしておきたいのは、これも最近私ども新聞紙上でしかわかりませんが、グリーンカードの実施についても与党の内部にもいろいろ議論があつて、一部手直しをするとかあるいは見直しをするとか、あるいはやめになるのだとか、大蔵省は決定どおりやるのだとか、さまざまなこれまた報道がなされるものだから、こういう機会にグリーンカードの実施という問題についてきちんとした見解をひとつお聞きをしておきたい。

○国務大臣(渡辺美智雄君) グリーンカードの問題は、皆さんからわかるが、不公平税制の問題であるから利子配当は総合課税しろと、各党ほとんど言つてこられてつくれた法律なわけです。したがって、それをいまのところ変更するという考えはございませぬ。与党内部からも具体的に、延期をしろとか、それからやめろとかという議論は、個人としてはどうか知りませぬよ、一人、二人とか個人の発言は。しかし、党の機関からもそういうものは上がっておりません。全然別なことで誤解を受けないように、非常にみんな心配しているよと、何かもう全部へくりまでみんなわかつちやうそうじやないかということで、えらい庶民の間でも心配しておると。したがって実際はそんなはずではないわけだから、PRが足りないんじゃないかと、正しいPRをするように何らかの処置を講じろというようなことは聞いております。

す。これは与党の中でも税制調査会ひとつ少し詰めてくれという話がございますが、中身について具体的に変更しろとか、延期しろとか、やめろとかということとはございませぬ。

○山崎昇君 そうすると、決まったとおりやりますと、公式的にはそう私も確認をしておきたいと思うんです。

それから、その次にお聞きをしたいのは、これも事前にお聞きをすればよかったんですが、けさの朝日新聞もそうでありますし、それから二、三日前の新聞もそうであります。告知定期のマル優問題が六月の一日から実施をされるというふうな報道されておりました、けさの新聞によるというと、かなり数字が入って報道されておるわけなんです。

そこで、これがこの報道どおりやられるのかどうかということをお聞きをしまして、もしそうだとすれば、信託等でやっておりますマル優の扱いとかかなり違ってくるのではないだろうか、こういう考え方になります。それはどういふことかと、信託の場合は、金銭信託にしましても貸付信託にしましても元本の三百万円まではもちろんマル優でありますけれども、利子はそうなりませぬ。ところが新聞報道によりますと、この告知定期の場合には、一年ごとの複利計算で利子も全部ひくつてマル優だ。こうなると、これは少し問題がありやせぬだろうか、こういう気がするものだから、これだけ特別扱いにするという意味も含めましてお聞きをしておきたいと思ふんです。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 新型の期日指定の定期預金は、新聞に報道されておることと大体同じだと思ひます。これは、私といたしましては、ポナス時期までに実施したいという業界の要望もございまして、六月一日から御要望がある方にはそれを認めていこうと、そういうふうに考えております。

なお、この課税問題については、複利計算で三年間それをまとめていくとか、あるいは途中で払

い出しをしたときには、その月数だけいまであったらさかのぼって安利率になるけれども、それは定期の期間に応じた利息をつけるというようなことでやっています。なお信託についてもこれと同様に、信託期間中の収益を期間満了時に一度に支払うような、そういうような商品が開発されたときには、新定期日指定預金と同じような取り扱いを認めてまいりたいと、そういうことでバランスをとりたいと、そう思っております。委細については事務局から説明させます。

○政府委員(梅澤節男君) 新定期告知型の定期預金の問題でございますけれども、ただいま大臣の答弁のとおりでございます。税法上の取り扱いのポイントは、実はこの商品が利息の計算が複利計算でございます。複利計算でございますけれども、それは満期の時点で支払いの利子が確定する。つまり預入期間の途中で利子の請求権が発生しないものでございますから、ちょうど現在郵政省でやっております郵便貯金の定期預金でございますね、これと同様に満期時に利息が確定するというところでございますので、預入時の元本額でもって非課税限度額を判断するというところでございます。

したがっていまして、非課税貯蓄の限度の枠内でございませうれば、預入時の元本そのものが非課税の扱いになるということでございます。今回は、現在私どもが相談を受けておりますのはこの定期預金だけでございませうけれども、ただいま大臣の答弁がございましたように、もし信託につきましても、信託期間の満了時に収益金の分配額が確定すると、そういう商品ができました場合には、これも当初の信託元本でもって課税扱いとするか非課税扱いとするかという取り扱いでやっておりますまいかと考えておるわけでございます。

○山崎昇君 そうすると、いまの信託の関係で言うと、信託関係から何か来なければあなたの方ではやる意思がない、こうも受け取れるんですね。ところが、現実には私もまあ少しはありますよ、正直に言いましてね。ところが、信託の場合

は元本仮に三百万円なら三百万円やりますと、その利子は六カ月で一週利子を出しまして、それは元本に入れることができないものだから、別な普通口座とかそういうものに移さなければいけませんね、逆に言えば、ところがこの告知の場合には、それがそのまま元本に積み重なって複利計算でマル優という扱いになっていくと、こうなっているものだから、ずいぶんこれは信託との間に差が出てくる。

極端なことを言えば、信託をやめてこっちへみんな持っていく方がよいのではないかと。信託だつて金銭の場合は二年、貸付の場合は五年ですよね。ですから、これは告知三年とこうなっているけれども、もっと長いんですね、正直なことを言うと。そうすると、同じ金融機関で扱いながら、郵貯との関係はもうあるでしょうけれども、同じ銀行で扱いながら、こっちは都市銀行、市中銀行ならばこういうことで新手法からそれは特別措置として認めます、しかし、信託の方は何も言っていないけれども、いままでどおりですというのは、私は少しこれ金融の扱いとしてはまずいのではないだろうかという気がしてしょうがない。私もこれ素人なんですがね。これはやっぱり、大蔵省としては信託とどんな話しているかわかりませんけれども、同じ扱いにすべきじゃないかと思ふんですが、どうですか。

○政府委員(梅澤節男君) ただいまの御指摘、商品のパラメータの問題は確かにそのとおりでございます。実は現在、今回発足いたします期限告知型の定期預金につきましても、従来市中銀行でたとえば二年物の普通定期預金をやっておりますが、これも預入期間の途中で利子が発生するというふうな仕掛けになっておりますから、ただいま先生がおっしゃいましたようにその元本と途中の利子を合算したところで非課税限度額が問題になるということが起こってまいりましたので、今度こういう新しい商品を考えてきたということでございます。

信託についてももちろん、私も聞いており

ます範囲では、そういう金融市場における商品のバランスの問題も当然ありましようし、そういう観点から銀行局の方で現在信託の新しい商品のあり方について検討しておるといふふうに聞いておりました。そういう構想が出てまいりました場合には、当然課税上の扱いにつきましても、先ほど大臣が述べられましたような考え方に立って、同じような扱いをするといふふうに考えておるわけでございます。

○山崎昇君 そうすると、いま銀行局の方で信託と話し合ひやっておりますと、そういう一つの方角が出れば当然同一の扱いにいたしますと、こういうことになりまうね。そういうふうに確認をしておきます。

それから、その次に大蔵大臣にお聞きをしたいのは、実はおとといの日曜日の朝の国会討論会では、官房長官から五十七年度予算の編成について発言がありまして、その概算要求枠、シーリングについては六月十日前後までに決めたいという発言がありました。これは大蔵大臣と相談をされたことだろうと思ふんですが、官房長官の発言でありますから、私は、各省の予算要求が六月の十日前後までに決まらなければならないという感じがして、五十七年度予算の編成に当たっていろいろの感じがしてあれを聞いておったんですが、この官房長官の六月の十日前後までにシーリングを決めたいという発言はそれと受けて取っていいのかなどか。それから、大蔵省としては五十七年度予算編成に当たってそういう手順でこれからやっていくのか。もしそうだとすれば、相当もうどういう枠でどうしているかということが大蔵内部になればなかなか各省はできないんじゃないだろうかと思ふんですが、この官房長官の発言について大蔵大臣の見解を聞いておきたい。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 実は正直のところ、具体的な予算編成の日程は正式には決まっております。おりませんが、一つの目安といたしまして、前例にないことをやるわけですから、四月の末に各省庁の担当者を集めて大蔵省の事務局

から一応の話はいたしました。そこで、総理の日程との関係もありまして、六月の八、九日ごろから何週間になるのか、十日ぐらになるのか、総理の訪欧ということが一応予定にあるということになると、それ過ぎるといふことになると七月近くになってしまふと、そうなることと遅いんじゃないか。できることならば六月の上旬に各省にシーリング枠を示して、そうして各省でその中で勉強してもらつと、それで一方、七月の上旬になるのか中旬になるのかよくわかりませんが、第二臨調の中間答申というものが出されると、そこでそれを踏まえて、粗ごなしを最初やっておりますから、中間答申にどんなことが出るか具体的なことはわかりませんが、要するに新聞に出ていように、検討項目というのは、おおよそ各省庁では大体これは来られちゃ困ると思うものもあるかもしれぬけれども、大体ある程度はわかるんですよ。したがって、その下勉強をしたところに答申が出て、それを土台にして約一カ月半ぐらひかけて八月の末にその概算要求を出してどうかというようなことの話はばつぱつしたいしておりますが、正式に政府として決まらなければいけません。

○山崎昇君 もちろん、正式に決めるには大蔵省が先に決めなきゃいまの制度上からいけばできない。しかし、あれだけ国会討論会で官房長官が十日前後という言葉を使ったにしても、そのころにはもうシーリング枠がいくんだというふうな発言でありましたから、一体大蔵省はここの予算編成をどんなふうやっていくのかとほくら多少危惧の念を持っておりまして、それでいまあなたの見解を聞いたんですが、どうもわかつたようではなからぬ。だから、あなたの方のいまの段階できつとしたことは言えないのかもしれないが、しかし、いづれにいたしましても、ことは六月の十日前後にそういう形で進めて、七月の半ばごろに臨調の答申が出て、それに基づいてまた直したりしてやると、あと大蔵省の査定という手順は従前どおり八月の下旬ぐらひから始まってい

く、こういう大ざっぱな手順だというふうに理解していいですか。

○國務大臣(渡辺美智雄) まだ内部で相談はいじやないで、大体そんなことしかないんじやないで、それで、臨調の答申を生かすために法律を直す必要が恐らく出てくるのではないか。そういう場合には、あるいは予算編成前に臨時国会をお願いするというのもあり得るのではないだろうか、あるいは延ばしておいた方がいいのか、中身を見ないといまのところ断定的なことは申し上げられませんが、いまのところ大体そんなようなことに落ち着く可能性が非常に多いし、われわれとしても六月の上旬までにシーリングを決めるようにしたいと思つて、いま作業を始めておるところでございます。

○山崎昇君 それからもう一点お聞きをします、実は五月の七日に衆議院の内閣委員会でも議論されておまして、いま国会で議論しておりますが、そこで総務長官の方から、定年制を導入した場合に無年金者がかなり出る、この無年金者の扱いについては大蔵省に検討を願つております、こういう答弁が行われております。そしてその内容として、十五年特例年金等も考えなきゃならぬのではないかと、いろいろな話も出たりしておりますわけなんです、一体大蔵省は、この総務長官答弁にありますが、どういふ検討をされて、大体どんな対象があつて、それからまた十五年特例年金なんとも検討されているのかどうか、明らかにしてほしいと思ひます。

○政府委員(矢崎新二君) わが国の場合は昭和三十六年以來国民皆年金になつておるわけでございます、社会保険相互間で組合員期間なり被保険者期間を通算して年金権を発生させるといったような措置も講じられておるわけでございます。したがって、昭和六十一年に定年制が導入された後に、定年退職する日においても共済法上の退職年金あるいは通算退職年金の受給資格を持たないという方は、きわめて異例なケースではないか

というふうに思つておるわけでございます。しかしながら、定年退職の日におきましても共済法上の年金、通算年金も含めてでございますが、そういう受給資格を持たない方が生じた場合のことでございますけれども、共済年金制度が公務員制度の一環としての機能を持つておるといふ側面から見ましても、共済法上何らかの特例措置を設けることで対処することが適当じゃないだろうかというところで検討をしておるわけでございます。

具体的な点につきましてはこれからの問題でございますけれども、たとえば通算年金を含みます年金の受給資格期間に達するまでの間、任意継続組合員といたしまして共済法上の組合員資格を存続させるといった対策も考えられるのではないかと、いふふうに考へておるわけでございますが、いづれにいたしましても今後とも関係省庁と協議をいたしまして、定年法が施行されるまでに具体化し得るよう検討を進めてまいりたいというふうに考へております。

○山崎昇君 そうすると、これは当然もしやるとすれば共済組合法の改正等を伴いますね。したがって、大蔵省としてはまだ人員だとか対象がどうなるとか、総理府でもこれから調査のようでありまして、確定はいたしません、いづれにいたしましても何らかの方途をとるといふことになれば法改正等も含めて検討しているんだ、こう理解していいですね。

○政府委員(矢崎新二君) 御指摘のとおりでございます。

○山崎昇君 それでは、これから少し細かくなりますが、共済組合法の内容についてお尋ねをしたいと思いますと思ひます。

一つは、国家公務員共済組合審議会、それから社会保険制度審議会の答申が幾つか出ておりますが、いづれも共済年金制度としての考へ方がいまいちお見えないのは遺憾である、単に恩給に右へならえしているのは遺憾である、こういう指摘が大変出てきます。したがって、大蔵省としてはこの恩給右へならえの批判について、これらの答申

で述べておられますように、批判についてどういふふうに考へられるのか、あるいはまたどういふふうに、何回も出ておるわけなんです、検討されているのか、まずこの点からお聞きをしたいと思います。

○政府委員(矢崎新二君) 御指摘のように、制度審あるいは国共審で共済制度独自の考へ方が見られないのは遺憾だといふような御指摘がしばしばなされておるわけでございます。その御趣意は、たとえば今回の改正法案の中にもございます、な既規定年金額の引き上げ、あるいは最低保障額の引き上げという措置が、恩給の改定にならぬままに、従来の恩給の措置だといふところをとらえまして、そこに共済年金独自の考へ方が見られないのは遺憾であるといふふうな御趣意で言つておられるように理解をしておるわけでござい

ます。ただ、こういった御批判を踏まえて考へた場合に、最低保障額のあり方であるとかいろいろな問題につきましましては、この共済年金の給付算定方式とか給付水準のあり方とか、そういった共済年金制度の根幹に属する基本的な問題と関連が深いわけでございまして、これは総合的な角度から検討をしなければならぬということだと思つております。

そういう意味で、関係審議会なりあるいは先ほどもちよつと触れました共済年金制度基本問題研究会の御意見も拝聴しながら検討を進めてまいりたいと思つておまして、この研究会は昨年の六月に発足をいたしました、おむね二年程度を目途に御検討をお願いしておりますので、そういった御意見も参考にしながら早急に全体的な検討を深めたいと、こう思つております。

○山崎昇君 せつかくの答弁ですが、これ一回や二回じゃないんだね。一回や二回じゃない。それから、私もこの委員会でも恩給の審議の際に総務長官にも、恩給そのものがこまで来ればやはり社会保険制度的な要素はかなり強い、そういう意味では恩給審議会だけの答申でいくことは片

手落ちみたいな感もあるんじゃないかということをお聞きして議論している一人なんです、そういう意味で言うと、社会保険システムだといふ共済が毎年度この審議会あるいは社会保険制度審議会等から、恩給の右へならえで遺憾だといふ指摘を何回もされるということは、私はこれは考へてみなければいかぬのじゃないだろうか。ただ無誤会をつくつて検討いたしますとか研究会をつくつて検討いたしますとか、そういうことだけで、あなた方始終するといふ態度そのものについて、私はやっぱり遺憾だと思ひます。

具体的な内容はたくさんありますけれども、特に最低保障額の引き上げなんかは、これはやっぱり率そのもので考へるべきではないか。後で述べますが、たとえば寡婦加算にいたしましても、恩給にすうと右へならえしてくる。それだけの話であつて、所管省としては私はやっぱり少し手落ちじゃないんだらうかという気がいたしますが、重ねてあなたの見解を聞いておきたい。

○政府委員(矢崎新二君) 共済年金制度につきましては、御承知のように高齢化社会を迎へまして、年金財政上非常にむづかしい問題に達着しているといふ基本的な問題がいまや最大の課題になつてきておるわけでございます。

したがって、その制度のあり方という点につきましても、そういった今後の年金財政をどう持つていくかといふ基本的な観点からの検討を踏まえまして、給付水準なりそれから受給の資格の問題なり、いろいろな点を検討して見直していくべき時期に来ておるわけでございまして、先ほど申し上げました共済年金制度基本問題研究会もそういった趣旨で特に設けた経緯がございまして、私どもはそれらの御意見を参考にしながら真剣にこの問題に取り組んで、早急に新しい共済年金制度のあり方についての結論を得たいと、こういう気持ちでやつておるわけでございます。

○山崎昇君 そこで、これだけやりとりしてもしようがありませんのでお聞きしますが、恩給に右へならえ措置をとつておるわけですが、これが共

措置は退職、老齡年金等との給付調整措置が伴つておるものでございますから、そういったようなことがさかのほつて一体どうなるのかといったような非常なむづかしい問題も出てくるということも付随的にはあるわけでございます。

そういったような諸種の事情から、今回の御提

案のように本年の、五十六年度の改善措置として御提案を申し上げているということでございませう。

○山崎昇君 それはおかしいよ、あなた。恩給も全部去年から実施、厚生年金も実施をし、旧令の共済もやり、旧法もやり、残っているのはこれだけですよ。これがやるからほかの方に影響するんじゃないという、おかしいよ、それは。それは理論に

ならない。だから、恩給の右へならえというなら、これも右へならえしてちゃんと去年の八月からやるべきじゃないかと、こう言うんですよ。承知していますよ私は、経過。衆議院で修正された経過も承知しています。しかし他の方は全部やっておいて、これだけこし一年おくれで八月というのはやっぱりおかしい。この点は、もう法案の最終段階ですから修正なんということは私は言いませんけれども、少なくともそのことは指摘をしておかなきゃいかぬと思う。

それからもう一つは、最近厚生年金とのバランスというのが大変とられているわけなんです、もしそうなら扶養加給なんというのやっぱり厚生年金とのバランスというのを考慮すべきじゃないんだろ、こう思うんですが、これも一言だけ見解を聞いておきます。

○政府委員(矢崎新一君) 共済年金の場合は、遺族年金のほかに一般的には加給年金制度が導入されていらないという現状にございます。そういつたことから、この加給年金制度というものを全般的に導入するかどうかということは共済年金体系の基本にかかわる非常に大きな問題でございまして、これは全体としての制度のあり方をどう考えるかということとあわせて検討をすべき問題であるというふうに考えております。

○山崎昇君 次に御聞きをしますが、遺族の範囲について御聞きをしておきます。

御存じのように、昭和四十六年の改正で十年以上の組合員期間のある者の配偶者というのも生活維持関係を除外をしたわけね。今度またこれ挿入するわけでしょう。どうも私、四十六年のとき除

外して今度また入れるというその理由がよくわからない。それから、それならばその間に何回か共済組合法の改正案が出ていた、そのときには何もやらなかった。そして今回出てきたわけなんです、一体どうしてこれをまた四十六年以前に戻さなきゃならぬのか、この理由をお聞きをしておきたい。

○政府委員(矢崎新一君) 御承知のように、この共済年金制度におきます遺族の受給要件につきましては、原則として死亡した者の生計維持関係を基礎的な要件としているわけでございまして。従来、組合員期間十年以上の者の配偶者に特例的な措置をしていただけてございすけれども、これは十年未満の者の配偶者との均衡を図るということと、共済制度内の受給要件の統一化を図るという観点から他の遺族との要件を合わせることにするのが適当と考えたわけでございまして。これをじゃあ一体いつやるのかという問題は確かにあるわけでございすんですが、かねてからも問題にされていただけてございまして、いずれの時期かにこの辺は見直しをしないといけないというふうに考えていただけてございすんですが、やはりこの制度内の均衡という点を考えますと、できるだけ早い時期に見直しを行うことが望ましいというふうに考えたわけでございす。さらには、年金制度の成熟化が進んでおる今日におきまして、給付の重点化、合理化が要請されているわけでございすので、そういう方向にも沿ってこの際の改善を図りたいということでございす。

○山崎昇君 それじゃあなたに重ねて聞きますが、昭和四十六年のときなぜ除外したんですか。一体それはどういう理由ですか。

○政府委員(矢崎新一君) その当時の状況は、十年未満の方が一時金の制度でございまして、年金制度でなかったという状況が一方であったわけでございす。そういうような状況を踏まえまして改善をしたという事情があるわけでございす。その後この十年未満の方につきましては年金の対象に変わってきております。そういう事情の

変化はあるわけでございす。

○山崎昇君 一時金であっても年金であっても、生計維持関係にない者に出るわけじゃないですか。そんなことは理由にならぬですよ。私は、推定で物を言っているわけじゃないけれども、今度これを入れたというのは寡婦加算の大幅増に関連しているんじゃないかなという気もしているんですよ、そうだとはいえませんが。どうも朝令暮改じゃないだろうか。いまあなたの説明で納得できるわけじゃないです、これは。しかしまあ、私は納得できませんけれども、こういう形で出されていくわけですから、指摘だけはきょうしておきます。

それから次に質問したいのは、これ確認の意味でお聞きをしたいんですが、去年この委員会でも野田委員の方から、被扶養者の認定基準の中で年額七十万円の見直し問題が議論されました、検討するということになっておったんですが、お聞きしますと、政令が改正されてここの五月一日から八十万円になったとばかりは聞いているわけなんです、そのとおり確認していいかどうかだけ聞いておきます。

○政府委員(矢崎新一君) 御指摘のように、今回の改正措置によりまして被扶養者の認定基準を現行の七十万円から八十万円に引き上げるという措置をとっておるわけでございす。

○山崎昇君 次に御聞きをしますが、妻の収入が夫の収入より恒常的に多い場合に、夫の遺族として認定されないというふうになっているわけなんです、そこで、一体国家公務員の共済組合ではどれぐらいの額で、それからわかれれば地方公務員の関係でどんな額になっておるか。それから、これは運輸省でわかれれば、公企体関係ではそういう例があれば一体どれぐらいの額になっておるか、まず御聞きをしたい。

○政府委員(矢崎新一君) ただいまの御指摘の点は、配偶者についてだけは遺族となるための生計維持要件そのものに他の遺族と別の取り扱いをしていくわけでございまして、その一点が、死亡し

た組合員の所得を超える所得を将来にわたって有すると認められる者以外の配偶者というのが一つありまして、二番目に、その他これに準ずる者として年間の恒常的な収入が二百四十万円以下の配偶者、これを遺族として取り扱うということになっておるわけでございす。この二百四十万円という点の比較において地共の方かどうかという点でございす。地方共済の場合は、この収入限度額の考え方が俸給の最高限度額の十二倍ということになっておるというふうに聞いております。

○説明員(足代典正君) 国鉄の場合をお答え申し上げます。国鉄の場合には、組合員の死亡当時の給与以下の収入である者と決めております。国家公務員共済組合のような二百四十万円以下という規定はないんですが、実はこれは裁定権者の確認事項によりまして事実上二百四十万円までの者も認定しておるということになっておりますので、国家公務員と差異はございせん。

○山崎昇君 いまお聞きしたんですが、私の承知する限り、地共済の場合には四百九十二万円と聞いているわけなんです。そうすると、ざっと国共並びに公企体の倍ですね、倍。だからこの公務員関係の共済組合一つ見ても、共済組合間で遺族の認定そのものについて収入の額によって相当な差がある。私は地共済がいまいと悪いかと言っている意味じゃありませんよ。ありませんが、事実行為としてはこれだけの差がある、これはどういふふうにはばくらは考えておいた方がいいのか。一体、こういう点もあれですか、何かあなたの方にあります研究会とかで検討しているわけですか。その点はどうか。

○政府委員(矢崎新一君) この制度が分立をしておきます関係もございましてそういう違いが出ておるといふ点は事実でございすけれども、こういう問題についてどういふふうにかえるべきかということもございす。私どもの国共、国家公務員の共済年金の立場から言いますと、やはりそういう遺族の要件等の問題は全体的な給付

水準のあり方というものと非常に密接に絡んだ問題でございますので、そういう全体のあり方を含めまして、先ほど申し上げましたような共済年金問題の研究会でいま全般的な検討をしていただいておりますのでございまして、その場で各共済を通ずる共通の問題点についても御議論をいただくというところになるかと思ひます。

○山崎昇君 私はやっぱり全体的に引き上げるべきじゃないかと思ひます、基本的に言へば。ですから、高いから下げないなんというところで、ななに言っているわけじゃありませんが、くしくも国の場合と公企体の場合同じ額になっているんです。地公だけ違う。やっぱり全体的に、いまの貨幣価値からいましてこれは引き上げないという現実情に合はなくなってくるんじゃないんだらうか、私はそういう気がいたしますから、問題点としてだけ指摘をきょうしておきます。

それから、その次にお聞きをしたいのは、年金の支給制限で、これは五十五年の一月一日以降の退職者、七十歳未満でありますけれども、給与所得が六百万円、退職年金百二十万円を超える者は百二十万円を超えた分の五〇％支給停止をするという支給制限がある。これ、今度何か一日早めて、五十四年の十二月三十一日以前の者にも該当させることになるわけなんだけれども、どうしてこういうことになるのか。これは、該当者から言へば既得権の侵害とも考えられる。

時間がながいから立て続けに聞きますが、これらの問題については私の手元にも陳情書が来ておりますけれども、一番きつとした陳情書で来ておりますのは、電電公社関係の陳情書なんか来ています。わけなんです、そういう陳情等についてどういうふうにあなたの方はおこたえになるつもりなのか、あわせてひとつお聞きをしたいと思ひます。

○政府委員(矢崎新一君) 五十四年の共済年金制度の改正の際に、いわゆる公務員をやめて再就職した場合に、相当な高額の所得がありながら共済年金も合わせてもらうことについての御批

判にこたえと、こういう意味から、高額給与所得者の退職年金についてこの一部を支給停止するという制度を設けたわけでございまして。その際、五十五年以降の退職者から適用をするということになっていただけてございまして。その際に、もともとこういふ方との均衡上の問題、つまり五十四年以前の退職者の中の高額給与所得者をどうするかという問題があったわけでございまして。ただ、その当時はこの五十四年改正の実施時期が五十七年の六月ということになっていたので、その時期までの間になおよく検討しようというところで見送っていた経緯がございまして。しかしながら、現時点でいろいろ慎重に検討をした結果、やはり五十五年以降の退職者との均衡ということではやはり考えるべきではないかという結論に達したわけでございまして。

ただ、そういう五十四年以前の退職者の方には退職年金の額の既得権というものは尊重をするというのが適當ではないかということから、どういふふうに考えたかといふことと、五十七年六月以降の年金改定によります増加額を限度として支給停止の措置をとる、徐々に五十五年以降の退職者の支給停止措置に近づけていくというふうな経過措置をつけた考え方になっておるわけでございまして。そういう趣旨のことを御質問があればよく御説明を申し上げているつもりでございまして。

○山崎昇君 これはどれぐらい該当者がいるんですか。

○政府委員(矢崎新一君) 該当人数については、現時点ではつきりした数字は把握をいたしておりません。ただ、高額の給与所得者でございまして、かなり限定された数ではないかなというふうには思っております。

○山崎昇君 そういうことまでは調査されてないわけですか。

いま聞きますと、五十七年の六月以降の増額分から何か削りたいというお話のようですが、しかし私は、もうすでに法改正になって、そして施行されて一年半以上もたつてから、これはあな

は違いますよ、そして将来出るものを増額されるものから削りますよと、こんなことを、それも人数がうんと多いなら別ですよ、私が聞く範囲では千名程度ではないかと聞いているんですけれども、こんなことで、大蔵大臣、いいんだらうかな。そんなことまでしなきゃいかぬのですか。どうもこれは私は少し納得できないんだね。

確かに高い人を何とかとめたいという気持ち、わからぬわけではありませんが、その法改正のときはそんなことを言わないで、一年半もたつて、いまごろになってから既得権を侵害するやうなやり方というのは、私は行政のあり方として納得できない。大蔵大臣、どうですか、こんなことはやめたらどうですか。

○政府委員(矢崎新一君) 今回とります措置は、結局、いわゆる年金額の改定というのは年々一つの改善措置として実施されるわけでございまして、今後毎年やっていく場合に、その政策的な措置について特に高額な方については御遠慮いただくと趣旨でございまして、すでに裁定されている年金額そのものを減らすという意味での措置を含んでおるものではございませんから、そういう意味では既得権については十分配慮はされていくというふうな考えでおるわけでございまして、こういう措置をとりますのは、やはり受給者間の公平という見地から、総合的に見た場合は適當なものではないかというふうな考えでおるわけでございまして。

○山崎昇君 私も、そのことは何も誤解しているわけでもありませんよ。ちゃんと理解しているつもりですよ。

しかし、どの日付をとつても多少の矛盾は出てきますよ。そのときはあなの方、五十五年の一月一日と言つたんだ、いまになつたら五十四年の十二月三十一日以前だと言ふ、そんなことは行政のあり方として私は納得できない。だから、既裁定の年金を削るなんということは私も考えておりません。ただ、これからふえる分やめなさい、こういうことですから、これはどの日付をとろうとも

多少の矛盾は出てきますよ。いずれにいたしましても、一年半もたつてからいまだ法律改正して、そういうやり方というのは、私は行政としてやはりとるべき措置ではない。この点だけ、きつききょうは指摘だけしておきます。

それから、さつき申し上げましたように、私の手元にも来ておりますが、電電公社関係の方々から実は陳情書が来ておりまして、その中に共済年金受給者の既得権及び期待権を侵害しないよう御配慮願いたいという陳情も来ているわけだ。あなたの方にも行っていると思う。こういうものに対して一体あなの方はどうこたえようとするのか、これはあわせて聞いておきます。

○政府委員(矢崎新一君) 年金制度のあり方につきましては、繰り返すようでございしますが、長期的な年金財政を念頭に置きながら給付と負担のバランスを図っていくという基本的な立場に立ちまして、制度内のいろいろな必要に応じた合理化ということはやはり検討せざるを得ない問題ではないかと思ひます。そういう趣旨を御理解いただけたらうな努力を払ってきたつもりでございまして、今後ともそういう努力をいたしたい、こう思っております。

○山崎昇君 これ以上これは言ひませんが、しかし行政としてはいい行政にはならない、やり方としてはいいことではない、このことだけは重ねてあなたに申し上げておきます。

それから、その次にお聞きをしておきたいのは、最近大蔵省に、共済年金というのはこれは世帯年金という考え方があるやに聞かれています。それはどういう意味かという、私なら私が公務員だとしますと、私がやめると年金をもらふ、それによつて家族もひつくるめて生活をする。私が死ねば遺族に遺族年金が行く。そういう意味で最近何か大蔵省に、共済年金というのは世帯年金だというふうな考え方が強まってきた、国民年金は文字どおりこれは個人年金である、したがって支給制限は余りないんだと、こんなふうな考え方が

あるやに聞くんですが、それがあるかどうか。

したがいます、それから私は来るんじゃないかと思うんだけど、いままでやってなかったことで、たとえば夫婦共働きの場合に、遺族の方が遺族年金をもらう場合がある。あるいは自分は国民年金に加入しているから国民年金ももらう。これは年金制度が違ってから両方からもらったわけなんです。今度は何かこれを併給調整をやりたいという考え方がありまして、その背後には、いま申し上げたように、共済年金というのは世帯年金で、国民年金というのは個人年金だから、当然これは調整すべきだという考えがあるやに聞くんだけれども、そういうことがあるのかどうか。そして、なぜ今度この併給調整というのを導入されるのか、お聞きをしておきたいと思う。

○政府委員(矢崎新一君) 共済年金と他の公的年金との併給調整の仕組みは、共済法上は遺族年金を受ける遺族が同一の事由によって他の公的年金から公務外の遺族年金を受けるのか、短期遺族年金を受けるという場合と、二、三のそういった例があるわけ、現在はいきなり限定した形で導入をされておるということでございます。しかしながら、人口の高齢化あるいは年金制度の成熟化を要して、今後の年金制度の維持ということのために適正な負担を求める必要もございまして、同時に、給付水準等の見直しもあわせて行わないといけないのではないかと、この問題意識はあるわけでございます。ただ、具体的な点についていまだ明確な結論を申し上げる状態ではないんですが、この併給調整の問題も、給付の合理化の問題点の一つとして今後検討されるべき課題ではないだろうかという考えを持っておることは事実でございます。

○山崎昇君 そこで、あなたにお聞きをします。国民年金の側から言えば、どうぞ共済組合の奥さんも任意加入ですからお入りください、お入りくださいと言つて勧誘して、年金権がついて、もう一段になったら、だんなが仮に死んで遺族年金をもらつてると仮定しますね、そうすると、

遺族年金ももらつてゐるんだから、一生懸命勧誘したんだけど、国民年金の方と併給調整やります。これは私は、少し言葉は悪いけれども、もう一段になったら詐欺行為みたいなものじゃないか。一生懸命あなた方説明して、加入させて、掛金を納めさせておいて、もううきになつたら、掛金はだめですよ、こういうやり方はすべきことじゃないんじゃないでしょうか、いずれにいたしましても。

どうも私は、最近のこの年金制度を見ていますと、加入するときだけは美しい言葉で一生懸命になつて勧誘して掛金だけ集めて、支給するときになつたら、いやそれはバランスだとか均衡でございまして、なかなかと言つて制限だけいっぱいふえてくる、こういうやり方はやっぱりやめてもらいたい。それなら最初から加入するとき、そう言つたらいとおもうんです。かなりいま国民年金に共済組合の組合員の奥さんが入つていますよ。こういうやり方は、これは大蔵大臣、本当に真剣に考えてもらいたいと思ふんですよ。確かに均衡論もあるしいろいろあるけれども、制度が違つて、それぞれに基づいて資格が発生して受給するわけですから、いま言いましたように、加入するときだけは美しい言葉でどんどん加入させて、掛金納めて、もううきになつたら、これもだめです、あれもだめです、こんなやり方は私はひきょうだと思ふ。やっぱり保険事故に対して保険はきちんと払うべきです、これは、そういう意味で併給調整というあり方について、私は、きょうはとうてい時間余りありませんから、問題点として指摘をしておきます。

それから、その次にお聞きをしておきたいのは、最近第二臨調等を通じて、新聞もそうでありますけれども、公務員の年金と民間の年金が何か差があり過ぎて、公務員の年金が上過ぎて、上過ぎるか、こう報道されますね。本当にそうなんだらうか。そこできょうお聞きをしておきますが、一体、国家公務員でいいと思ふんですが、年金を受給している平均の年齢、それから平均の受

給年数、それから大体組合員資格を取つて年金を受給されるまでの資格の年数、それから平均の受給額、これをお聞きをしたい。それから、公企体の方も、国鉄で結構でありますけれども、いまの点を御説明願ひたいと思ふんです。

○説明員(吉井浩君) 国鉄の側からお答えを申し上げます。ただいま先生御質問の項目のうち、まず一人当たりの平均の退職年金額でございまして、約百六十二万四千円程度の平均を申し上げます。それから平均組合員の期間でございまして、これは約三十八年という実績でございまして、それから平均退職年齢は五十五歳というのが現状でございまして。

○政府委員(矢崎新一君) 国家公務員連合会の全体で見ますと、退職年齢の平均が六十・一歳、いまのは五十四年末の数字で申し上げておるわけでございまして、それから平均の在職期間が三十三年、それから年金の受給額の平均が百五十六万円というところに相なつております。

○山崎昇君 そうすると、これはことしの四月の十四日の通信委員会、厚生省の年金局の企画課長さんが厚生年金の問題についてお答えをされているわけですが、大体、本来の資格期間を満たした厚生年金の男子の場合ですが、十三万六千円、これ月額であります。これは現実の働いておられる方の賃金の約六割に相当すると思ひますという答弁がなされているわけ、そこで私も資料をずっと当たつてみますと、いま国家公務員の場合百五十六万円ですね。百五十六万円を月に直しますと十三万四千円なんですよ、十三万円。そして、厚生省でつくつております去年の三十年のモデル年金が、これが百六十三万二千六百円、これモデルです。月額十三万六千円、企画課長さんの説明と同じですね。それから公企体の場合、私の資料では国鉄百六十一万円ですが、これが十三万四千円です。これが現状です。そしていま聞きますと、国家公務員の場合は、御存じのように在職期間が三十三年、国鉄の場合は三十八年、厚生年金はモデ

ルが三十年、こうやって考えてみると、第二臨調でいま退職年金の議論あるようでありますけれども、新聞報道等で公務員がばかにいい報道をされるが、実際に私も数字を扱つてみると、大体厚生年金の方がある場合にはいい、たとえば在職年数とか、そういうもので計算してゐるというところ。公務員はそんな方図もないものをもらつておりません。それは人によりまして高い人もいますけれども、これは平均の話であります。

それから、最近総理府統計局の出しております就業構造基本調査というのがあります。これが昭和五十五年十月一日現在で、大体年間収入四百万円以下の者が七七・一%です。これは総理府の調査です。ですから、この中にはボーナスも入っているだろうしその他の給与も入っているであろう。そこで、これを公務員に引き直したらどうなるかと、これは仮定であります。四百万円と仮定して、期末手当が四・九です。仮に残業その他入れば、一・一として、十二月分を十八か月に見直して計算すると月に二十二万円ぐらゐになります。この仮に、厚生省の課長さんの言うように、〇・六ということになると十三万三千円ぐらゐになる。言うならば、日本の民間もひくくめ、公務員もひくくめ、いまの現状からいけばその辺が水準になつてくるんですね。多少の凹凸はありますし、仮定のとり方によつては多少数字は違つてきますが。

そうすると、私は公務員を何も擁護して物を言うわけじゃないが、何でもかんでも公務員だけが異常に高いような宣伝のあり方について、少し政府はきちっとした態度をとつてほしい。そういう意味でいまお聞きをしておるわけなんです。したがつて、これからのいろいろな議論が臨調等で、この間新聞を見ると二十二、三万という数字が出ておりました。どこの数字をどうしたのか私はよくわかりませんが、少なくともこれは考へておかなきゃならぬ点じゃないんだらうか、そういう意味でいまお聞きをしておるわけなんです。

そこで質問は、厚生省の年金局の企画課長さんが言っているように、おおむね働いておられる労働者の六割程度の水準を維持していきたい、こういう答弁がなされておりますが、大蔵省としてもその見解に大体同じかどうか、この機会でありましてから聞いておきたいと思うんです。

○政府委員(矢崎新二君) 給付水準を報酬の六割水準に設計をしていくというのは確かに一つの考え方であるわけでございます。ただ同時に、先ほど来申し上げておりますように、今後の年金財政の将来ということを考えた場合には、やはり給付と負担の均衡ということも忘れてはならない課題でございまして、そういった問題もあわせて総合的に検討をすべきものではないかというふうに考えております。

○山崎昇君 次に、もう一つお聞きしておきますが、最近大蔵省で、公務員の年金について、一般方式と通年方式と両方で計算してどっちが高い方をとつてもよろしゅうございまして、こうなっておりますね。そこで、私も聞くとこのようにいふと、通年方式を大体六割ぐらいの方がとつておるといふふうに聞いておる。そこで、財政問題とも絡んで何か大蔵省では通年方式をやめたいんだという考え方があつたやに聞くんだけれども、そんな事実がなければ結構です。また考えがなければ結構であります。この機会ですから明確にしてほしい。

○政府委員(矢崎新二君) 御指摘のいまの通年方式の問題について、現在の時点ではこれをやめるとかやめないとかというふうなことを決めているというところはございません。

ただ、全体の年金制度のあり方については、先ほど申し上げたように全体的な見直し、検討は必要かというところを考えております。

○山崎昇君 いまのところないというふうに確認をしておきます。

次に、今度は国鉄共済で少しお聞きをしたいと思うわけですが、

もう御存知のように、国鉄共済が大変な状況に

あることは私も承知しておりますが、そこで、いまの現状を国鉄からひとつお聞きをしたい。中身は成熟度の問題でありまして、収支状況、それから積立金の推移、あわせてそれらに対して今後どういふ見直しを持たれ、またその対策を講じようとするのか。それから、ついせんだったてであります。国鉄の経営改善計画というのがある。いままで、これによりまして五五年後には三十五万人体制になるわけですね。その場合に、一体この国鉄共済というのはいくらに減らされるんか。これに対して、この中で言われているのは、やっぱり五十六年度同様に相当程度の国庫の補助がなければとてできないと、こうなっているんですが、その点についてはひとつ大蔵大臣の見解も聞いておきたいと思うんですが、まず現状について御説明願いたい。

○説明員(吉井浩君) まず現状でございますが、御承知のように国鉄は現在非常に高い成熟段階にございまして、五十六年度におけるいわゆる成熟度約八〇%というふうな見込みをいたしております。したがって、財源率につきましても他の共済に比較して非常に高い現在財源率を適用いたしていただいておりますが、にもかかわりませず、決算状況も非常に苦しい状況でございまして、五十四年度の決算におきましては、単年度の収入と支出を対比いたしました差引き七十三億円の単年度の赤字を計上いたしました。五十五年度の見込みもまたこの倍以上の赤字が計上されるところ、こういう見込みでございます。

そこで、五十六年度から新たに収支計画を策定いたしまして財源率、掛金率を大幅に引き上げをいたしたわけでございまして、これにいたしましたもやはり五十九年度までの見通しが辛うじて立つ、六十年に至りますとまた大きな赤字が予想されるというところでございます。特に、今後私も深刻な問題といたしておりますのは、ただいま先生御指摘になりました国鉄の経営改善計画、ただいま運輸大臣のお手元に提出をいたしておるわけでございますが、この中で私どもとしては幹線系

についてはあくまでも何とか自立をいたしたい、極力経営の効率化を図り職員を三十五万人に圧縮をいたしまして幹線系の収支を立て直したいというところを骨子にいたしておるわけでございます。

その場合に、やはり非常に大きな問題になりますのは、退職手当並びに退職年金の問題でございます。御指摘のように、一方において掛金を払うという職員を三十五万人に圧縮すると、また受給者は、ただいまの大量退職時代を迎えまして今後著しく増加をしまいくるというところでございまして、その場合の共済のあり方につきましましては、さきに、私どもの総裁の諮問機関でございまして、国鉄共済組合年金財政安定化のための研究会、俗に称船後委員会と称しておりますが、そこからは国鉄共済組合の将来をどうするか、そこからは国鉄共済組合の共済年金制度の統一化と、こういう抜本的な方策によるべきであらう、こういう御提言もいただいております。私どもとしては、一日も早くそういう事態が実現できますように各方面にいろいろ御協力をお願いし、また私どももなりの検討をいたしたい、こういう状況でございます。

○政府委員(矢崎新二君) 国鉄共済年金が非常に困難な状況にあることは事実でございますが、年金制度は保険方式で運営するのが基本でございまして、これに国が特別な財政援助をするということとは考えていないわけでございまして。ただ、国鉄が現在当面しております問題は、共済年金制度、公務員を含めましてこの共済年金制度全体が将来直面する問題が早く出てきているというふうな性格を持つていて問題でもあるわけでございます。そういう意味で、私もは年金制度全体のあり方の検討の一環といたしまして国鉄共済年金の現状をどうするかという問題も総合的に検討をしなければいけないという認識を持っておりまして、現在共済年金制度基本問題研究会でもこの問題の御検討をお願いをしておるという状況でございます。

○山崎昇君 運輸大臣にも聞きたいのですが、これは国鉄の経営改善計画が出されたばかりですが、

ら、いまここで運輸大臣がきちんとうこうですというところは言えないと思うんですが、いずれにいたしましていま国鉄から説明がありましたように、私が調べた限りでも、去年の十二月に国鉄共済組合収支計画策定審議会からの答申を見ましても、言うならば五十六年度から五十九年度までの短期の見直しでも財源率が千分の三十三アップされて千分の百七十七になる。掛金率は千分の六十一・五から千分の七十四になる。そしてあわせて成熟度を見ると、昭和五十五年度が七三%、六年度が八〇%、五十七年度が八八%、五十九年度になると一〇七%、これ直すと一人で一・一人か二人くらい言うならば年金を払わなきゃならぬということになる。とうていこれはできる仕掛けのものではないと思う。あわせて改善計画が実施されたら、いま説明ありましたように、もはやどうにもこうにもならないという状況じゃないだろうかというふうに私も判断をするわけなんです。いま大蔵省の見解も聞きましたが、運輸大臣としてこの経営改善計画とあわせて一体どうされようとするのか、この機会にひとつお聞きをしておきたい。

○国務大臣(堀川正十郎君) 先ほど来しばしば説明しておりますように、共済年金、簡単なことで言いましたらもうお手上げ状態になってきておる。仰せのとおり、昭和五十九年度で成熟度が一〇七%、こうなりますともうとうてい普通の国鉄共済だけでは維持できませんので、五十七年、五十八年、この辺のところまでひとつ何とか処置をしなければならぬと思うておりますが、それには分母をやっぱり大きくしてやらうというのが一番の問題でございまして、それを持ちかけておりますけれども、どこも相手にしてくれませんか、いって、このままでいたらずに政府資金をつぎ込んでいくのも、これまた財政再建の趣旨から言ってもどうにもなりません。

そこで、今回の国鉄経営改善計画の中でこういう問題だけを別記いたしまして、いわば国鉄の経営面の収支計算、それから特定人件費とわかれ

言っておるんですが、それとを分けまして、経営改善は営業面ではこのように改善の努力をいたしますけれども、国鉄自身の持つております構造的なこういう特定人件費、これはこういう結果になりますと、赤字はこういう状態になりますという事を明記して国鉄が提出しております。つきましては、経営改善の方はともかくといたしまして、特定人件費関係のことにつきましては、今後関係当局とも十分に一回話し合った上で認可するなどの条件等いろいろなことにしたい、こういうふうな思っております。

○山崎昇君 重ねて国鉄に聞きますが、私の調査では、五十五年年度積立金が三千八百億円ばかりあると聞いているんですね。いまの説明ですと、五十四年度年度で言う七十三億くらいは赤字だと、こう言う。そうすると、この経営改善計画と関連して、これからどういふふうな赤字がふえて、そしていまあります積立金というのがどういふ崩れ方をしているか、一体いつごろの時期になったらどうなるのか、せつかくの機会でありますから、説明を聞いておきたい。

○説明員(吉井浩君) 先ほどもちよっと申し上げましたように、五十六年度からは新たな財源率を適用いたしまして国鉄からの負担金も増加いたします、また職員からの掛金も増加いたしますというところで計画を立ててまいりました。現在の見通しからいたしますと、五十六年度、五十七、五十八と、これ追加費用の満額負担ということもございしますが、そのような措置をとることによりまして、単年度の収支については若干の黒を計上したというところでございまして、積立金はこの計画のとおりでございますと、五十九年度、現在の三千八百億のものが四千三百億程度には改善されるであろう。ただ、六十年度に至りますと、いわゆる追加費用負担等々の問題からいたしまして、収支がどうしても合っていないということがございまして、六十年度にはこのままでは単年度一千億近い赤字が計上される、積立金も激減をする、こういう事態でございまして、したがいます。

で、ただいま運輸大臣からお話ございましたように、そのような事態を迎えますまでに何とか抜本的な策が講じられるようにお願いしたい、かように存じておる次第でございまして。

○山崎昇君 結論から、私がいまお聞きしたものを集約すると、あれですが、昭和六十年度では一千億ぐらいの赤字になる、しかし五十九年度までの積立金が四千三百億ぐらいになる。言うならば六十年度まではまあ何とかかんとか国鉄自体で処理をしていける。言うならば六十一年度以降これが問題が生じてくるので、それから問題についていろいろ検討していきたいという、まあ統合といいますが、も含めてやっていく、こういうことになりますか。

○説明員(吉井浩君) ただいま私申し上げましたのは、共済組合の収支という観点からのみ申し上げたわけでございまして。これを維持いたしますためには、年々いわゆる過去の債務によりまして追加費用、これはきわめて著増いたしてまいりました。このことが国鉄自体の経営、つまり追加費用を払います国鉄自身の収支に対しましては非常に大きな影響がございまして、このことでございまして、ただいま申し上げましたのは、そのような支出を国鉄が支出することは可能である、こういう前提にいたしますと、共済組合としては何とかかつかつ積立金が維持できるということとございまして、本体の方がこの支出を可能とするということが前提でございまして、この辺につきましては、また今後とも政府ともいろいろ御相談をしまして、なればならぬというふうな考えをしております。

○山崎昇君 そこで、運輸大臣と大蔵大臣、いまお聞きのとおり追加費用の問題等がある程度いけばやっていけないこともない、こういうことにならんとするんですが、それらに対する運輸と大蔵の見解だけ聞いて、この問題終えておきたいと思ひます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 国鉄の共済が非常にいま苦しい現状にあるということは事実でございします。しかしながら、年金制度というのはもとと

と保険方式で運営するということもこれも基本でございします。これに国が特別な財政援助をするということとはやらないというのの基本でございまして、まあ、どういふようにしていくか非常にむずかしい問題がございしますから、共済年金制度の基本問題研究会において、このまま国鉄を見捨ててしまおうというわけにもなかなかいかぬし、基本は守らなければならぬし、したがって、そういうような大きな神の中でのいろいろの御審議をいたしたいと、それからどうするかをその後で決めていきたいと、こう考えております。

○山崎昇君 本日はもともと詳細にいろいろ聞きたい点あるんですが、今度短期共済について財政調整をやることになっていくわけなんです、一体大蔵省はこの強化の原因をどういふふうに把握をして、そして今度財政調整をやるわけですが、聞くところによれば、千分の五十三超えたところを救済したいという考えのようですね。いまのところ林野だけが超える、言うならば林野だけ救済のために財政調整をする、こうなるわけなんです、この財政調整をしてやる場合に、もたらした方はそれはもうらいつ放しということに私はなるんだと思うんですが、援助ですから、そうなると思うんですが、この財政調整という考え方についていろいろまたこれ問題点が出てきまして、単位共済の自主性というものをどう守るのかという問題もありまして、本来なら細かにいろいろ聞きたいこと、七、八点あるんですが、時間も時間ありませんから、財政調整のいま申し上げた程度のことだけきょう聞いて、私の質問終えておきたいと思うんですが。

○政府委員(矢崎新二君) この短期給付の財政悪化の原因についてでございますが、やや振り返ってみますと、四十九年以來そういう状況が出てきたわけでございまして、五十二年のときに大きく幅に引き上げるといったようなこともあったわけ

でございしますが、最近はやや落ちついた状態にあるかと思ひます。

こういった長期的な悪化の原因といたしましては、いろいろあるわけでございしますが、家族の法定給付割合が上がったこととか高額療養費制度が入ったことあるいはいままでの期間に、四十九年の二月の医療費改定等的大幅改定が行われたと、いろいろの要因があったかと思ひます。それから、特に全体的に安定しつつある中で林野がそういう窮状にある原因といたしましては、組合員一人当たりの被扶養者が多いとか、あるいは組合員の平均年齢が高くて給付費が高い割りに平均俸給が低いとかいったようないろいろな特殊な要因も重なっているように思ひます。

したがって、しからばどういふ趣旨で今度の財政調整をやるかということになります、共済組合でこの短期給付の事業につきましまして、共済組合で自主的な運営をするということによりまして、組合員に対するきめ細かなサービスの提供あるいは自主努力というのができるわけでございしますが、その反面、小集団でございしますために、保険方式による危険分散が図りにくいという欠点があるわけでございします。それからまた、個々の組合員と、同じ公務員でありながらいろいろ給付負担の格差が出てくるという問題が生じてくるわけでございします。したがって、その二つの要請をうまくバランスをさせるような知恵がないかということも考えたわけでございまして、組合間の共同運送と相互扶助という精神をもとにいたしまして、組合の単位は現状のままにしておきながらお互いに助け合ひをするということを考えたわけでございまして、そういう趣旨で、今後できる限り各組合の自主性も尊重しながら、特に窮迫をした組合に対しては限度での援助を図っていくと、こういう仕組みをつくって短期給付事業の円滑な運営を図っていきなさい、こう思っております。

○山崎昇君 本日はこれ細かに私、聞きたい点もあるし、それから共済組合そのものについては、

業務経理から始まりまして宿泊経理、保健経理も、私はこの経理ごとに少し聞いてみたい点もたくさんあるわけです。ずいぶん建物を持って経営をやっているんですけれども、ほとんど赤字ですよ、宿泊経理のごときは。ですから、いまのような世の中でそういうことがいいのかどうかもこれ検討しなければならぬ点もありまして、本来ならもっとも聞きたいんですけれども、私の時間が来ましたからきょうはこの程度で質問を終わっておきたいと思うんですが、いずれにいたしましても、先ほど指摘した点は、あんまり行政ペーシングで既得権を破るだとか期待権を破るか、そういうことのないようにだけしてもらいたいということを重ねて申し上げて、私の質問を終えておきます。

○安武洋子君 今回の改正は、大きく分けまして三点ございいます。

第一点の年金額及び最低保障額の引き上げ、それから二点目の遺族年金における寡婦加算の引き上げと遺族の範囲の見直し、それから第三点、これは短期給付での財政調整事業の実施ということ、この三点のうちの第一点の既裁定年金の年額の引き上げと、それから最低保障額の引き上げ、これにつきましては公務員の給与とか恩給の改善に伴う改善措置というふうなことで、当然の改正であると思います。しかし、遺族年金部分とそれから短期給付の財政調整部分、これには私、重要な問題も含まれていると思いますので、非常に時間が限られてしまいましたので、きょうはこの点を中心にお伺いをしたいと思います。

まず最初に、遺族年金全体のあり方につきまして、総合的に検討するというところで、大蔵省にとっても今後検討を進めていく一つの大きな課題だと思えますけれども、一方で寡婦加算の引き上げとか、それから遺族の見直しという点、こういう点に限って提案されているわけなんです。全体を見直す、総合的に検討するという中で、こういうふうな寡婦加算、それから遺族の見直しという点で提案されているその理由は何なんでしょう。

か、まず最初にお伺いをいたします。

○政府委員(矢崎新一君) 遺族年金につきましては、全体としての給付水準、遺族の範囲等につきましては、給付調整等の問題もあわせて総合的な検討をする必要があるということを考えておるのには御指摘のとおりでございます。今回、いま御指摘のございました二つの措置を講ずるよう御提案申し上げておりますのは、それぞれ次のような理由によるものでございます。

まず、寡婦加算につきましては、遺族年金全体の総合的な見直しがお相当の日時を要するというところでございまして、その間、共済年金におきまして寡婦加算額を現行のまま据え置くこととするということになりますと、年金制度間の格差上の問題も出て来ようということから適当ではないという判断をいたしました。今回五十六年度から改善を図るという考え方をとったわけでございいます。

それから、遺族の範囲につきましては、共済年金制度におきまして遺族の支給要件の基本的な考え方は、原則として死亡した者との生計維持関係を基礎的要件とするというのが基本でございいます。そういう意味で、かねて組合員期間十年以上の方の配偶者が十年未満の方の配偶者と違扱いを受けていたということは、少なくとも制度内のパラメータという点から問題があったわけでございまして、この点はこの際やはり支給要件の統一化を図るということが適当だということで措置をしたいというふうに考えているわけでございいます。

○安武洋子君 そこで、共済年金制度基本問題研究会における検討項目ですね、これを見てみますと、その一つに遺族年金のあり方についての項目がございいます。その中に、一番目に「支給率」とか、それから「加給制度、遺族の範囲と要件、給付調整」これがありまして、それからその次に「恩給、共済における遺族年金の考え方の是非」とか、それからあるいは「妻の年金」それから「一人働きと共働きの比較」、こういうものが挙げられております。このように、総合的な検討には、

先ほどの御答弁にあったように相当の時間がかかるというふうなことはわかります。他の年金制度との関連、それから内部のバランス、こういうことで今回のような改正が行われるというふうなことになると思います。今度の改正をすることによって、総合的に検討すると言われているわけですが、今回のこの改正が総合的に検討して改正をしようとするの足かせにならないかというふうな懸念があるわけですね。

具体的に申し上げますと、寡婦加算を大幅に引き上げるといふような、このことは大変結構なことですが、一方で遺族年金そのものの支給率を引き上げよというふうな意見があるわけですが、そういうものが今回の寡婦加算を大幅に引き上げるといふふうなことで、遺族年金の支給率を引き上げるといふふうな要求、これを抑えつけるというふうな役割りを果たすようなことにならないかと懸念をするわけです。その点はいかがでしょう、お伺いをしておきます。

○政府委員(矢崎新一君) この遺族年金の内容をどういうふうな設計していくかということについては、いろいろなお考えがあるかと思いますが、年金給付水準を一律に上げていくという考え方もありまして、しかしそれに対してやはり個々のニーズを中心に考えていくというふうな考え方もあり得るわけでございまして、今回の寡婦加算の引き上げというものは、その寡婦のニーズというものを特に重視いたしまして重点的な改善を図るという措置をとったわけでございいます。その考え方は、他の公的年金制度も同様な考え方をとっているわけでございましてその点では、やはりこの際均衡を図っていくということは必要最小限の措置ではないか、こう考えた次第でございいます。

○安武洋子君 その個々を上げるということは結構ですと申し上げているわけですが、そのことがこの遺族年金そのものの支給率の引き上げの足かせにならないかというのを懸念しているの、そういうことをしないようにしてくださいというのと念を押してしております。もう一度御答弁願います。

○政府委員(矢崎新一君) 遺族年金水準の全体としてのあり方につきましては、私どももいたしましては、やはり将来の年金財政を踏まえて給付と負担の均衡を図っていくという観点からの総合的な検討をすべき課題であるというふうに考えておるわけでございまして、年金水準を一般的に引き上げるべきかどうかという問題は、そういう総合的な検討の中で慎重に考えてまいりたいと、こう思っております。

○安武洋子君 やはり私が懸念しているように、いまのお答えでは、給付とそれからこの均衡を保つんだというふうな名のもとに、私はやはり抑制をするという方向に行ってもらったのは困るわけです。ですから今度の寡婦加算というふうな、これ大変結構なことですが、それで遺族年金そのものの支給率をやはり引き上げよという要求にはこたえていくという姿勢を示してもらわないと困ると思えます。そのことは強く要求しておきます。

次に、私は遺族の範囲についてお伺いをしたいと思います。今回の改正で、従来生計維持関係、これを必要としなかった組合員期間十年以上の者の配偶者に対しても、死亡した場合です、死亡した者の生計維持関係が遺族となるための要件となっております。そこで聞きますけれども、いままで十年未満の者だけに生計維持関係を必要としたと、要件としたというふうなことなんですけれども、そのいままで十年未満の者だけにそういう維持関係を要件としてきたというその理由は何なんでしょう。

○政府委員(矢崎新一君) これは四十八年に現在のような十年以上の組合員期間を有する者についての配偶者について生計維持関係をなくするという措置をとったことは事実でございしますが、この点は、その当時十年未満の方の場合に一時金というふうな仕組みになっておりました、年金の受給権を発生させていなかったと、そういうふうな

したけれども、いろんな違うところがあるのはそれはあたりまえです。でも、少々の違いがあるのはあたりまえですけれども、今度わざわざこちらの方はほかの年金を見比べながら改正をなさるわけでしょう。それなのに、なぜこういう大きな違いをお出しになったのかということをお聞き願います。申し上げておきます。なぜ不利になる人をつくり出しながら、そして厚生年金もこのところはずいぶんと違うわけですよ。片方は社会通念上、同じ一つの世帯におれば遺族と認めると、ずいぶんと緩和されているわけです。それをなぜ厳しい方に今度同じ共済の中で制度をそろえるんだということになるのか、そういうことを聞いておきます。

○政府委員(矢崎新二君) 共済年金につきましては、繰り返しになりますけれども、遺族の要件といたしまして、基本的な原則が組合員であった者の死亡当時の生計維持関係ということになっておりまして、組合員期間十年以上の者という方の配偶者の場合が例外的にあつたわけでございまして、この際その共済年金の基本原則に立ち返るという考え方をとったわけでございまして、厚生年金との比較論になりますと、これは制度全体のいろんな部分につきましての比較論をしなければならぬ問題でございまして、そういった点は今後の検討課題ではないかというふうに考えております。

○安武洋子君 原則、原則とおっしゃいますけれども、維持関係を求めてみたり、それからそれを求めなかったりまた求めたりと、これ、さんざんこういうふうに変わっているわけでしょう。私は、あなたがたが原則とおっしゃるなら、例外をつくってこられたと、それも再三言えてこられたというふうなことから、何もこういうわざわざ不利に考えられなくてもいいんじゃないかというふうなふうに思うわけです。

それで、配偶者の場合ですね、死亡した者よりも高い所得を恒常的に得ている場合でも遺族となるケースというのは、これは所得が二百四十万

円以下ということですが、他、他の遺族、子供とか親などの場合、いままで七十万円未満になっております。この七十万円未満に比べますと、配偶者は他の遺族に比べて要件が緩和されて二百四十万円になっているということなんですけれども、この要件を配偶者に限って緩和している理由はなんですか。

○政府委員(矢崎新二君) こういった配偶者についてだけこの要件を緩和しておりますのは、配偶者の場合は組合員本人との一体性が比較的強いというふうな実体に着目いたしまして、他の遺族とは別の取り扱いをするのが適当ではないかというふうに考えたことによるものと理解をいたしております。次第でございまして。

○安武洋子君 それで、二百四十万円なんですけれども、二百四十万円というのは昭和四十八年に決定されておりますけれども、二百四十万円というこの金額を決めた根拠というのは一体何なんですか。

○政府委員(矢崎新二君) 死亡した者の収入が二百四十万円に満たない場合には、配偶者の収入が二百四十万円未満でございまして遺族として取り扱うということにしておるわけでございまして、この金額は四十八年に決めたものでございまして、では一体どういう基準でそれを決めたのかという点でございまして、これは当時の俸給の最高限度額というのが四十八年十月から月額二十二万円というところになっていたのでございまして、その約十二倍相当額ということを勘案をしたということが一つございまして、それからまた、所得税法上の寡婦控除の対象となります寡婦の所得制限額も当時二百四十万円であったという点を参酌いたしましてこういった金額を採用をしたというふうになっております。

○安武洋子君 それでは、四十八年当時の俸給の最高限度額の月額が二十二万円であったと、その十二カ月分だということですが、現在の俸給の最高限度額というのは幾らなんですか。

○政府委員(矢崎新二君) 今回の法改正後で四十二万円になります。

○安武洋子君 そうすると、四十二万円なら五百四万円になりますね。

そこで、この二百四十万円、こういうのがいまの根拠の俸給の最高限度額に当てはめますと五百四万円になるわけですよ。国公共済の場合、地公共済とかそれから恩給の場合、これなんかと違つて、年々スライドしてないわけですね。なぜスライドをさせないんですか。最高限度額で計算したこれが根拠だとおっしゃった。この根拠で計算してみますと、現在に直すと五百四万円にもなるわけなんです。それをなぜ金額二百四十万円のままに据え置かれておるわけですか。

○政府委員(矢崎新二君) この配偶者の遺族となるための収入限度額の問題につきましては、いろいろと考慮すべき問題があるかと思ひます。

その一つは、配偶者の場合は、ただいま申し上げましたように、非常に他の遺族よりも遺族となるための生計維持要件が緩和された形になっておるわけでございまして、そういった特に緩和されておる、優遇された配偶者の基準というものをさらに引き上げるといふことは、他の遺族の取り扱いとの相違をさらに拡大するという問題があるかと思ひます。

それからまた、二百四十万円のこの収入限度額が適用されますのは、妻だけではなくて夫の場合もあるわけでございまして、現行の共済年金には本人年金と遺族年金との併給調整の規定がございせんので、もしこの限度額を引き上げるといふことになりましたと、一般的には本人年金をもらいます夫の場合に、妻の遺族となるための要件も緩和されるといふことにもなるわけでございまして、やはりこの給付の重点化、効率化が迫られていふ現状から見ても、これは慎重を要する事柄ではないかというふうに考えておるわけでございまして、ただいま申し上げましたような諸点を勘案いたしまして、現時点では据え置くこ

とが適当であるというふうに考えておる次第でございます。

○安武洋子君 いまの御答弁、ちつとも説得性がないと思ひます。というのは、八年間にわたつて二百四十万円に据え置かれておるというのは、これが今回、十年以上の組合員にも適用されるわけですね。こういう方たちというのは、組合員歴これは二十年、三十年というふうな長い人が多いというふうな考えられるわけですね。常識的に考えますと、遺族になられた方と、その配偶者の場合ですけれども、非常に年齢も高くなつていらっしゃる、十年未満の人に比べまして。そして給付を受け取つておられても、高額になるというふうな思ふんです。こういう方たちは生活面でも、年齢的に考えまして、子供さんの教育、それから家のローンを支払うとかというふうなことで、いま生計費が一番かさんでいる年代でもあらうかと思ふんです。そういうのがいまの実情だと思ひますし、それから夫が妻の遺族となるという要件の緩和にもつながるといふふうにおっしゃいましたけれども、まあこれ後で問題にしたいと思ひますけれども、これもまたおかしい私理屈だと思ふんです。

これ、後で申し上げますので、いま一体二百四十万円を決めた根拠というのは、明らかにお答えになったように、当時の俸給の最高限度額の二十二万円掛ける十二カ月と、現在に直せば五百四万円にもなるのに八年にわたつてそのままにしていると、そしてこれを、新しく適用される十年以上の人というのは組合員期間が長くなつていて、そして遺族になりにくい条件がうんとあるわけですね、奥さんも高給取つておるというふうなこともなりますから。そして生活の面はどうかといふますと、やっぱり建てた家のローンを払うとか、子弟の教育、大学に進んでいく時期であるとかというふうなことで非常に生計費もかさむというふうなことで、私は現実には合わないと思ふんです。そういう点は一体どういうふうな認識をお持ちなんですか。

○政府委員(矢崎新二君) 共済年金の場合、た

たび繰り返すようですが、全体としての年金財政の将来を考えますと、やはり負担と給付の調整、バランスというのを考えなければいけない状況になってきておるわけでございまして、そういう意味で給付の改善合理化という点も、見直し合理化という点もあわせて考えなければならぬ状況でございまして、そういう中におきまして考えた場合に、いま御指摘のような配偶者の遺族についての二百四十万円の収入限度額の基準を他の遺族よりもさらに拡大するというようなことにつきましまして、やはり慎重を要する問題ではないかというふうに考えておるわけです。

○安武洋子君 先ほどの御答弁でも、配偶者というのとは非常に一体性が高いというふうなお答えでした。そして昭和四十八年を一〇〇としますと、物価上昇率といふのは、これ五十五年では一九〇%を超えているわけなんです。ですから、八年前の二百四十万円というのは、物価スライドだけで見てみても、いまでは四百六十万円以上というふうになっておるわけです。ですから、昭和四十八年と言えは、御存じのように、これ石油ショックの以前です。このときの金額がいままで据え置かれたままで、そして、いや年金財政だ云々だとおっしゃいますけれども、そういうしわ寄せをここに持っていくというのは私には不当だと思ひます。やはり最初にお決めた根拠から見ても五百四万円になりますし、それから物価、これ四十八年を一〇〇としましても五十六年になっていきますから、一九〇%を超えているというふうな状態なんですね。一九〇%を超えたと四、六百十万円以上にもなるかというふうなときに、金額をただこの年金財政を考えれば云々というふうなことで据え置くというの、私は不当ではないかと思ひます。もう一度御答弁願ひます。

○政府委員(矢崎新一君) たびたび申し上げるようでございますけれども、私ども、現時点の考え方といたしましては、共済年金財政の問題については、給付の内容についての見直し合理化という点も考えていかなければならないという非常に厳しい状況にあるわけでございまして、そういった内容面での改善についてはやはり慎重に考えざるを得ないというふうな考えでございます。か、年金財政の合理化をこういふふうなところにしわ寄せする。遺族になって、たださう生計が困難になつていこうかというのに、こういう限度額を据え置いたままで、これで、二百四十万円で十分な暮らしができるというふうにお考えなんですか。私は、本当にこういふところをもっと真剣に考えていただかなければいけないと思ひます。そして、さっきの理由の中に、こういうのは夫が妻の遺族となる要件の緩和にもつながつて年金財政云々というふうなこともありましたが、ここで一つ伺ひますけれども、遺族年金を受け取つてゐる配偶者が夫のケースの場合と妻のケースの場合の比率というのはいくらぐらいになつてゐるんではないかと。

○政府委員(矢崎新一君) 五十五年十二月末現在の数字で見ますと、受給権者数の総数は三万二千四百三十三人ございまして、その中で夫が受給してゐるというケースが四百三十九件ということになっております。比率で言いますと一・三%でございまして。

○安武洋子君 わずか一・三%でしょう。それはそれで結構ですわね。国家公務員の女性比率というのが一七%ですから、私は当然だと思ひます。ですから、妻の方が圧倒的に遺族となるケースが多いわけですね。配偶者の場合、所得が高いという場合、今日の賃金、これは男女の格差がありますから、それから結婚年齢なんか見てみましても、男性の方が所得が高いというケースが圧倒的に多いと思ひます。配偶者が遺族年金を受ける圧倒的ケースがこれば妻であるということですからね。私は一般的要件を決める場合に、圧倒的大部分を占める妻の場合を想定して物事を決定するといふことがあたりまえだと思ひます。高所得の夫が妻の遺族年金まで受け取るということをもし気にされるなら、それはそれとして、そういう特別な場合

にはそういうことをしないというふうな歯どめをかけられたいわけ、その本当に一・三%にしかすぎないような例をお出しになつて一般的なものに決定されるというのは、これは筋違いではないかと思ひます。私、こういう一・三%、わずか三万二千四百三十三人ですね、その中で夫が受けてゐるのは四百三十九件、一・三%、こういうものをお出しになつて、そして一般的な要件をお決めになるということは大変筋違いだと思ひます。この点はいかがなんでしょうか。

○政府委員(矢崎新一君) 私が申し上げましたのは、そういうこともございまして、基本的には御説明をしたわけでございまして、基本的にはそういう配偶者についての収入基準というものを他の者よりさらに一層拡大していくということについての基本的な問題について慎重に考えざるを得ないというふうに申し上げたつもりでございまして。

○安武洋子君 厚生年金ですけれども、厚生年金に加入してゐた者が共済組合員になつて遺族年金を受け取る場合、これは十年以上勤務した場合であつても厚生年金保険法の第五十九条の規定によりましてこの厚生年金保険法の遺族年金を受けることができるんです。すなわち、社会通念上一緒に生活しておればよいということになるわけですね。そうすると、共済年金だけのものでは、これは今回の法改正によつて第二条の遺族の条件、先ほどから問題にしております、すなわち生計の維持関係のこの適用を受けてしまうということとで、寡婦加算というの、これは厚生年金と横並びで改正されるというふうなことをおっしゃいました。ところが、同じこの厚生年金の横並びで改正を考えると、遺族のこの要件、それは生計維持関係を求めることは全然横並びでないわけですね。均等を失ふことははなはだしい。同じように二十年勤めまして、そして同じような条件だったのをやめた、退職した。そうすると、遺族になつた場合、厚生年金の通算者にとつては遺族になれ

る、しかし、そうでない者は今度は生計維持関係を問われて遺族になれない、こういう差が出てくる。片方では厚生年金との横並びで寡婦加算は改正するといふ。ところが、遺族の要件というものには全然横並びにならないで、同じように勤めておりながら、一方の方では厚生年金に加入してゐた、それが通算された者と共済組合だけの者と大きな差が出てくる。全然横並びじゃない。こういう差が出るということについてはどうお考えなんですか。

○政府委員(矢崎新一君) 先ほど申し上げましたように、厚生年金との比較で申し上げますと、これはいろいろな点にいろいろ違いがあるわけでございまして、そういう点をどういふふうにかへるべきかという点ばかりで問題として提起されてゐることは事実でございまして。そういう点の問題については、年金制度の全般的な見直しの中で検討すべきことだと思つておるわけでございまして。

〔委員長退席、理事藤内修治君着席〕
個々の収入の基準の問題につきましては、共済制度の中の、先ほど申し上げましたような長期的な年金財政を踏まえた観点からいたしまして、そういう部分的な改善を図ることについては慎重を要するのではないかと、こういう考え方に立つておるわけでございまして。
○安武洋子君 部分、部分とおっしゃいますけれども、今度わざわざ改正をなさると、厚生年金と寡婦加算は、それによつて十一年以上の者にも生計維持関係を求められるというふうなことで、今度は厚生年金に加入してゐた、それが通算された者と、共済だけの者とが遺族になつた場合に、片方は遺族になれるけれども片方は遺族になれないと、こんな大きな差が出てくるんですよ。これだけの横並びだと言ひながらこの差はどうされるんですかと、こういうことを私は早急に是正していただかないといふことを思ひますけれども、大臣、さつきからちよつとおられなかったのでおわかりかどうかと思ひますけれども、先は

どから私、この寡婦加算とともに、十年以上の者について生計維持関係を求めるというのを新しくやるというふうなことで大変な矛盾が出てくるというのを御質問しております。大変極端に不利になる方が出てくるわけですね。私は遺族の要件も改正に見合せてやっぱり改める必要があるというふうに思っています。

それと、先ほど申し上げておりましたけれども、二百四十万円、これは根拠をお伺いいたしましたら、その当時の俸給最高限度額の月額掛ける十二カ月分ということでお決めたことになったということです、現在の俸給の最高限度額、

〔理事蔵内修治君退席、委員長着席〕

これは四十二万円ですから、この十二カ月は五百四十万円です。そして、物価スライドで計算をいたしましたも、いまは当時から比べますと一九〇%以上になっております。ですから、そういうことからいっても二百四十万円のままだに、引き上げないというのもおかしい。

それから、先ほどから申し上げるように、共済だけに加入している者、これは十年以上たちますと今度は生計維持関係を求められる。そして二百四十万円というところで筋を引かれる。しかし、これが厚生年金に加入して通算されると、そういうことはないわけなんです。こういう大きな差が出てくるというふうなことから、これも横並びにしないといけないと思ふんです。

こういう点で先ほどから私はいろいろと御質問申し上げておりますけれども、やっぱり今回の改正でこの二百四十万円の大大幅な引き上げ、それからやっぱりスライドしていくような方法を考えて。そして、この法のバランスというところをやっぱりお守りいただけますけれども、こんな大きなアンバランスができるわけですから、こういうものについて私は柔軟性を持って改善の方向を打ち出していただいて検討をしていただきたい、こう思っていますけれども、いかがでございますか。

○政府委員(矢崎新二君) まとめて簡単にお答えいたしますと、二百四十万円の収入基準の問題に

つきましては、確かに四十八年に設定したというのは事実でございますけれども、やはりこの基準と申しますのは、配偶者に特に優遇をした措置でございまして、現時点においてこれをさらに拡大をするという点については、制度の中の合理的なあり方という点を全体として考えていくべき現在の時点におきまして、慎重でなければならぬというところでございまして、それから十年以上の組合員の配偶者の場合に、従来生計維持要件を必要としていなかった点を生計維持要件を要することに改めるということにつきましては、これは共済年金の遺族の範囲の基本原則に立ち返るといふ考え方に立つものでございまして、これもこの際実施をする必要があるということでございます。

それから、厚生年金における通算年金との関係でございますが、この共済年金制度と厚生年金制度間の相互の関係というのは、この制度の分立している関係からいろいろな問題がございます。これは承知をいたしております。そういった制度の分立に伴う調整の問題というのは、これまた全体的な年金制度のあり方をどうするかというところを総合的に見直す中で検討をすべき問題でございまして、部分的にこれをどうこうするということは現時点では適当ではないのではないかというふうに考えておるわけでございます。

○安武洋子君 大臣にお尋ねをいたしております。私はやっぱりさっきから何度も同じことを御答弁いただいている。だから、余り硬直的なもので、これはひとつ政治家として大臣にお伺いしているわけです。

いまのところ、配偶者が優遇されているとおっしゃいますけれども、御自分の方からの御答弁で、やっぱり一体性があるからと。なぜ優遇的になつていんだという、一体性があるからというふうなことで、それはそうだと思いますから、私は何も二百四十万円が優遇というふうに思わないわけですよ。いま、先ほど申し上げたように、二百四十万円というのは当時お決めたことになつた

根拠からしてもおかしいわけです。当然、その根拠を準用するならば五百万円以上になるわけ、物価から見てもやはり五百万円近くなるわけです。そういうこともあります。

それから、先ほどの共済だけ入っている者と、それから厚生年金に入っているとして通算された者と、二十年、三十年勤めてやめた場合、片方は遺族になれるけれども片方は遺族にならないという、こういう今何かわざわざ改正されて厚生年金と横並びに寡婦加算をするという、そういうことをおっしゃるからお伺いしている。何でもこれだけなら横並びにならないで大きな格差が出るんだと、だから大臣に私は言っているんですけれども、こういうことは柔軟性を持ってやっぱり今後の改善をしていくということで検討をしてくださいというところで質問しておりますので、大臣の御答弁をいただきます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 給付の改善は結構なことではございます。私どもでもできればやりたいわけでありまして、問題は、保険財政方式をとっておりますから、財源との関係でございまして、今回、全体的な見直しをしないで部分的な改正をしたというところではいろいろ御批判があるうかと思ひます。しかし、理由は先ほどから次長が長々と申し上げておるとおりであります。

問題は、結局保険料収入はどうしてふやすのか、保険料収入はふやさないように給付はうんとよくするように言われましてもなかなかむずかしい問題がある。以前は国の財政事情も非常に豊かであつて、いろいろと補助その他についてもできるだけのことができたけれども、現在なかなかそれができないような事情にございまして。したがって、御承知のとおり、先ほどから言っているように、年金全体の見直しという問題は新しい時代を迎えてどうしても必要なときがいやおうなしに来るだろう、そう思っておるわけでございます。そういうようなときに、財源の範囲内において合理的な、効率的な年金のあり方というものを検討してまいりたいと思っております。

○安武洋子君 部分的な改正によって非常に不利に陥り、そしてひずみが生じているということだけは今回の改正によってできた分ですよ。それを指摘しているわけですから、この分については不利にならないように配慮をしていただき、そして検討をしていただくということは当然ではなからうかと思ふんです。その点、もう一度大臣にお伺いいたします。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 今回の改正においては、それをさらに手直しするという考えはございません。

○安武洋子君 いや、大臣、不利になっているのを検討も今後していかないということでございますか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 制度全体の問題は、先ほど言っているように、今後の課題の問題でございます。ですから、今回の部分についてはさらにこれを手直しするということはいたしません。

○安武洋子君 もうこの法案の審議も私でおしまひになつていから、これでいまこれを改正してください、そういうことは言っております。しかし、指摘をした問題については、今後の検討課題の中で必ずこれを検討していただいて善処をしていただきたい。うなずいてくださつておりますので、了解してくださったものとして、じゃ次に私はもう時間がないのでいきますけれども。

次の問題に移りますが、当面最も財政が窮迫に陥つておりますのは、これは先ほどからも出ておりますように林野共済ですけれども、現在、林野共済に対しましてどのような財政措置を講じられているのか、国庫からの助成はどうなつていのか、ちょっと簡単にお知らせください。

○政府委員(矢崎新二君) これは短期経理の問題でございますが、林野庁共済組合の場合は、組合員一人当たりの被扶養者数が多いとか、平均年齢が高いとかいったような点を考慮いたしまして、従来の扱いで言いますと、ほかの組合の保険料率との均衡などを勘案いたしまして、とりあえず掛金率を千分の五十にとどめるということを前提と

いたしまして、その不足する部分について最大限の経営努力によって収支の改善を図ることを条件とはいたしておりますが、臨時的にその不足部分の一部を補助してきた経緯がございます。それは予算的に言いますと、五十五年度の場合は六億六千万という金額を措置してきたわけでございます。この点を、五十六年度からは国公共済全体の中で財政調整事業によって支援する方法に切りかえようということをご検討いただいております。

○安武洋子君 いまの御答弁にもちよとありましたが、財政調整の方法といたしまして、各組合の支払い準備金とそれから不足金の補てん積立金のおおの二つの一を連合会に預託すると、そして、その運用益を財源として一定掛金率を超えざるを得ない財政窮迫の組合に対して助成を行うというふうな方法を考えておられるわけですが、これも、この基準となる掛金率、これはどういう根拠でお決めになったんでしょうか。また、当面どれぐらいになると見通していらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(矢崎新二君) これは、各組合の平均的な掛金率をまず求めまして、そういたしましたして、特に何といえますか負担率が異常に高いというケースについてこれを援助しようという趣旨でございますから、平均掛金率から一定の幅を持たせた基準掛金率というものを設定をいたします。その基準掛金率を上回る部分について援助をする、こういう考え方になっていくわけでございます。その率は、五十六年度の場合は千分の五十三という率を予定をいたしております、千分の五十三までは林野の場合に組合員から掛金として徴収をしていただきますが、それを上回る不足分を財政調整事業によって援助をしていく、こういう考え方になっております。

○安武洋子君 最大の問題といたしますのは、国公共済における独自の掛金率の許容範囲ができてしまつと、そしてそれが今後の医療費の引き上げとか、あるいは傷病人の増加に伴つてストレートに

最高掛金率が引き上げられるという点ではなからうかと思つてます。近ごろの医療費の引き上げ状況、これを見てみますと、これが際限なく上がつていくのではないかと、こういう心配があるわけなんですけれども、こういう点、どういうふうにしていらいしやるんでしようか。

○政府委員(矢崎新二君) 医療費の給付がふえていきますと掛金率というものが全体として上がつてくるわけでございまして、そのことがひいては相対的基準として設定いたします基準掛金率の上昇にもつながるといふことは、仕組みとしてはおっしゃるとおりでございます。しかしながら、それはそういう状況になるのを放置しておいてよいという問題ではございませんで、私どもといたしましては、各組合の経営努力を強化いたしまして、医療費通知を実施するとか、あるいは組合員の健康管理に対する自覚を高めるための措置をとっていくとか、いろいろな手だてを講じまして短期給付財政の安定を図っていくということを積極的に努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○安武洋子君 いろいろ努力をなさるのは私は当然だと思つていますが、なお全体の医療給付の増加というものが基準掛金率にリンクされるといふふうなことでありますから、際限なく上がるということに対して、私は、たとえば基準掛金率を法制化するとか、しかるべき何らかの歯どめというふうな措置を講じる必要があるのではないかと考えておりますが、こういう点はいかがお考えでございましょう。

○政府委員(矢崎新二君) 短期給付事業の財政は社会保険方式によつて行われてございまして、毎事業年度におきます収支が均衡するように掛金率を定めるといふのが原則でございまして、上限といったような歯どめを設けるといふのは制度の趣旨に即さないのではないかと、先ほども申し上げましたように、給付事業の適正化を推進をしなさいいけないということは当然でございまして、

て、そういったことによつて掛金率負担の上昇をできる限り抑えるための努力は払っていきたくていふふうに考えております。

○安武洋子君 ぜひそういう努力をやつていただかないと私はやっぱりこれは大変なことになるんじゃないかならうか。私としては、やはりこういうのはもつとしっかり歯どめができるような指導、これは講じる必要があるのではないかと、先ほど申し上げたように、財政調整のすべてを私は否定するわけではございません。しかし、こういう形でやっておりますと、助成をしてもらう組合、これはもちろんのことですけれども、連合会全体の組合が掛金率の上昇への連帯責任を負わなければならないといふふうなことになるわけですね。その責任の上から資金を拠出するといふふうなこともあるわけですから、全体の付加給付が切り下げられるといふふうなことにもつながりかねないわけですね。それで私は、大蔵省としてもこういう点で圧力をかけるというふうなことをなさらないようにここでひとつ求めておきたいと思つておりますけれども、いかがなんでしょうか。

○政府委員(矢崎新二君) この保険財政の基本は、掛金によりまして収支の均衡を図りながら適正な内容の給付を実施していくことではないかと、先ほど申し上げたように、各共済組合におきまして、そういった観点から給付内容の点について、負担との均衡を配慮しつつ、それぞれ十分に御検討をいたしてお決めたいただけるものと考えておるわけでございまして、大蔵省といたしましては合理的な圧力をかけるというふうなつもりは全くないわけでございます。

○安武洋子君 従来財政の窮迫組合に行われていた予算措置なんでも、今回こういう財政調整という形に変えられてしまつたわけですね。事業主は、これは国です。ですから、財政窮迫状態にふさわしい助成をするといふふうなことは必要でございまして、それからまた費用の負担割合、これは変更しまして、国の負担を私は引き上げていくべきではないかならうかという考えを持っております。これ

についてはいかがですか。

○政府委員(矢崎新二君) 短期給付につきましても、国庫補助を行つてはどうかという御指摘でございますけれども、社会保険に対する国庫負担のあり方は種々議論があるわけでございまして、たとえば国民健康保険や政管健康保険などの場合は、農民や自営業者あるいは中小零細事業者等の従業員など、事業主負担がない階層を対象にしているところから、低所得者層を多く含んでいまして、そういった事情から、そういった特殊な事情を勘案して特に導入をしているといふところがあるわけでございまして、共済組合の短期給付につきましては、そういったようなものとは性質を同じくするとは言いがたいわけではございまして、やはり社会保険の基本原則に立ちまして、保険料で収支のバランスを図っていくということをやつていくべきものと思つております。

それから、第二点の負担割合の変更の問題でございますが、御指摘のように、現在労使折半負担といふことをやっております。これは社会保険全般を通ずる原則だと考えております。一部の健保組合で事業主が五〇％以上負担している場合も見受けられないわけじゃないわけではございますが、社会保障制度審議会の勧告にもございまして、労使折半の原則は貫くべきではないかと思つておるわけでございまして、特に共済組合の場合には、仮に、事業主と申しましてそれは一般的に納税者や受益者の負担で賄われているという性質のものでもございまして、こういった折半負担の原則を改めるといふことは国民の合意を得がたい問題ではないかというふうに考えておる次第でございまして。

○安武洋子君 いかに税金で賄われていると言つても、やっぱり国は事業主であることには変わりないし、その責任は持つべきではないかならうか。これはやっぱり検討していただかなければならない問題として今後課題に入れておいていただかない。やはり国としては、この費用の負担割合を変更して国の負担を引き上げるとか、あるいは財政

窮迫組合にいままで予算措置をとっていたわけですから、こういう財政窮迫状態にふさわしいような助成を考えると、かといふふうなことは検討していただきたいと思ひます。

次に、財政調整事業を開始するに当たりまして、この国公共経済組合、これは組合員のお金が使われるわけですから、この組合員の合意と納得ということが何よりも必要だと思ひます。

それから、さらに今後いろいろ事業運営をしていくにおいても、単位組合の合意の上に立つて物事が進められるというふうなそういう体制、それから手続、こういうものが必要だと思ひます。こういう点、どういふふうな方策を立てておられるのか、そのことを伺ひたいと思ひます。

○政府委員(矢野新一君) 今回の短期給付の財政調整事業は、参加していただきます各組合の相互扶助、相互連帯の精神に基づいて実施するわけでございまして、御指摘のとおり、各組合の理解と協力がなくては円滑な運営はできないという性質のものであることは十分承知をいたしておるわけでございまして、したがって、この事業を運営していくに当たりましては、そういった各組合の理解と協力が得られるような仕組みをやはり考えて運営をしていくべきではないかというふうなことを考へておりました。この短期の財政調整事業全般にわたりますと、検討、審議をいたします事業運営委員会というふうなものを設けるようなことも考えまして、十分御指摘の点に遺漏のないように配慮をしていきたいというふうな考へております。

○安武洋子君 私は、運輸大臣には大変申しわけないんですが、運輸関係の質問これだけ準備していただんですが、時間が限られてしまつておりまして、それで何も物を言つていただかなくて……最後に大蔵大臣に御質問申し上げて質問を終わりたいと思ひます、大変残念なんですけれども、いま御質問申し上げましたように、財政調整の事業というのを進めていきますのは、これはやはり組合員のお金が使われるわけですから、いま御答弁いただいたように、組合員の合意と納得、そ

れは得なければならぬ、それから単位組合のやはり合意も得なければならぬというふうなことで、その検討をしていきたいということですから、私も、私はそういうふうな体制をきつとつていただくと、こういう合意を大切にして、そういう体制をやはりつくつていくというふうなことで検討していただけるかどうかというところを最後にお伺ひをいたしまして、質問を終わらしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 本事業の運営に当たりましては、つまり短期給付のことですね、運営全体にわたつて審議する事業運営委員会のようなものを設けるなど何か工夫をいたしまして、各組合の御理解が得られるよう十分に配慮してまいりたいと思ひます。

○委員長(林道君) 他に御発言もなければ、両案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(林道君) 御異議ないと認めます。それでは、これより両案を一括して討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。――別に御発言もないようですから、これより両案の採決に入ります。

まず、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(林道君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(林道君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、矢田部君から発言を求められておりますので、これを許します。矢田部君。

○矢田部君 私は、ただいま可決されました共済関係二法案に対し、各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案(案)

政府は、共済組合制度の充実を図るため、次の事項を実現するよう、なお一層努力すべきである。

一、共済年金の成熟度の進捗にかんがみ、その財源措置及び整合性を確保することにつき、さらに検討すること。

一、遺族年金の給付水準については、受給者の生活実態等を考慮し、さらに充実するよう検討すること。

一、短期給付の引上げにあつては、さらに医療費の審査及び組合員の生活実態等に着目し、掛金負担の適正化について十分努力すること。

以上でございまして、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(林道君) ただいま矢田部君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(林道君) 全会一致と認めます。よつて、矢田部君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、渡辺大蔵大臣及び塩川運輸大臣からそれぞれ発言を求められておりますので、この際順次これを許します。渡辺大蔵大臣。

○国務大臣(渡辺美智雄君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿つて配慮してまいりたいと思ひます。

○委員長(林道君) 塩川運輸大臣。

○国務大臣(塩川正十郎君) ただいま附帯決議のありました事項につきましては、政府といたしまして、御趣旨を体し、十分検討したいと思ひます。

○委員長(林道君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(林道君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(林道君) 農林水産省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。亀岡農林水産大臣。

○国務大臣(亀岡高次君) ただいま議題となりました農林水産省設置法の一部を改正する法律案の提案の理由と改正の内容を御説明申し上げます。

農林水産省の農業関係試験研究機関につきましては、昭和三十六年の農業基本法の制定を背景に、専門別技術開発を強力に推進する体制として再編されて以来その整備が進められてまいりました。このような体制のもとで、畜産・園芸等の作目別技術開発が著しく進展し、わが国農業の発展

に多大の貢献をしてきたところであります。

また、昭和五十年代に入って、筑波研究学園都市に十に及ぶ農業関係専門試験研究機関が移転し、世界的水準の研究施設を備えた農業研究団地が構成したことにより、広範な分野の研究者が結集して、専門別試験研究を一層深化、発展させ、高度な技術開発を促進する条件が整備されたところであります。

一方、近年におけるわが国農業は、米を初めとする農産物需給の不均衡、石油多消費型農業からの転換等多くの困難な問題に直面しており、従来の専門別試験研究機関のみでは対応しがたい総合的な試験研究を推進し、地域の実情に即した生産性の高い農業を実現するための技術体系を確立する必要が一層高まっております。

このような情勢に対処するためには、高度な素材技術を開発する専門別試験研究を引き続き実施するとともに、各種の新しい研究手法を駆使しつつ、専門別試験研究の成果をも活用して、総合的な試験研究を推進する体制を整備することが緊急の課題となっております。

このため、筑波研究学園都市への農業関係専門試験研究機関の集中の利点を生かし、各機関の協力のもとに、地域の農業試験場との連携を保ちつつ総合的な試験研究を推進することとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、農林水産省の本省の附属機関として農業研究センターを設置することであり、

このセンターにおいては、農業に関する多数部門の専門的知識を活用して行う技術上の総合的な試験研究及び調査を行うとともに、土地利用型農業の再編成の中心となる普通作物等に関する試験研究及び関東東海地域の農業に関する試験研究をあわせ行うこととしております。

第二は、農業研究センターの設置に伴い農事試験場を廃止することであり、

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容

であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(林道義) 以上で説明の聴取は終わりました。

本案件に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十四分散会

四月三十日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、行政機関の公文書の公開に関する法律案(衆)

行政機関の公文書の公開に関する法律案

行政機関の公文書の公開に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法の理念に基づき、国の行政機関の公文書の公開の責務並びに公文書の閲覧及び謄写をする権利を明らかにするとともに、公文書の閲覧、謄写等に関し必要な事項を定め、もつて国の行政の民主化に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、内閣、総理府、各省及び会計検査院並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百五十条に規定する地方公共団体の長が国の機関として処理する行政事務に係る当該地方公共団体の長をいう。

2 この法律において「公文書」とは、行政機関の職員が職務上又は職務に関連して作成し、又は入手した次の各号に掲げるものに係る文書、図画、写真及びマイクロフィルム、録音テープ、コンピュータによる自動データ処理のための記録物その他の記録物であつて、当該行政機関が所持し、又は保管しているものをいう。

一 事務又は業務に関する記録

二 予算及びその執行に関する記録

三 事務又は業務に係る通達及び訓令

四 事務又は業務に係る統計その他の資料

五 事務又は業務に係る報告又は試験研究記録

六 議事録、会議録その他の会議の記録

(公文書の公開する責務)

第三条 行政機関は、公文書を公開する責務を有する。

(情報の提供)

第四条 行政機関は、その有する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(公文書の閲覧及び謄写の権利)

第五条 すべて国民は、公文書を閲覧(採録物の再生を含む。以下同じ)し、かつ、謄写(採録物からの採録を含む。以下同じ)する権利を有する。

(非公開とすることができる公文書)

第六条 行政機関の長(総理府及び各省の外局長を含む。以下同じ)は、次の各号に掲げる事項に係る公文書については、閲覧又は謄写をしないことができる。

一 我が国と他国との外交交渉の過程における公文書の内容をなす事項であつて、これを事前に閲覧若しくは謄写させることにより当該交渉に支障を来たすおそれがあると認められるもの又は当該事項について我が国と他国との間で非公開とする旨の取決めがあるもの

二 行政機関相互間で使用されている暗号

三 犯罪の捜査、訴追、刑の執行に関する事項であつて、閲覧又は謄写させることによりこれらの遂行を著しく困難にし、又は刑事被告人の公正な裁判を受ける権利を侵害するおそれがあると明白に認められるもの

四 個人の思想、信条、宗教、職業、取引、経歴、犯罪、財産、所得、身体的特徴、健康状態その他の個人のプライバシーに関する事項(内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、総理府総務副長官、政務次官、国会議員及び都道府県知事並びにこれらの職にあ

つた者に係る事項であつて、閲覧又は謄写させることが公益上必要であると認められるものを除く)であつて、閲覧又は謄写させることにより個人のプライバシーを害するおそれがあると認められるに足りる相当な理由があるもの(当該個人が閲覧又は謄写させることを承諾した事項を除く)。

五 会社その他の企業又は団体に係る事項であつて、閲覧又は謄写させることにより当該企業又は団体の利益を著しく害すると認めるに足りる十分な理由があるもの

六 契約に係る予定価格、民間事業所等への立入検査の計画、国が行う試験の問題等であつて、これを事前に閲覧又は謄写させることがその性質上できないもの

2 行政機関の長は、公文書が前項各号に掲げる事項に係る部分とそれ以外の部分とからなる場合において、当該事項に係る部分とそれ以外の部分とを合理的に分離できるときは、当該事項に係る部分以外の部分は、閲覧又は謄写をせなければならぬ。

3 行政機関の長は、第一項第五号に掲げる事項に係る公文書であつても、公益上の必要その他の事由がある場合には、当該公文書を閲覧又は謄写させるものとす。

4 第一項の規定は、同項第一号に掲げる事項に係る公文書で、当該取決めが行われた日から十年を経過したものについては、適用しない。

(公文書の閲覧又は謄写の請求)

第七条 公文書の閲覧又は謄写の請求は、政令で定めるところにより、現に当該公文書を所持し、又は保管している行政機関の長に対してしなければならない。

2 行政機関の長は、前項の請求を受けた日から二週間以内に当該請求に係る公文書を閲覧又は謄写させるかどうかについて決定しなければならない。この場合において、当該期間内に当該決定をすることができないときは、その理由及び当該決定をすることができるときを請求人に

つた者に係る事項であつて、閲覧又は謄写させることが公益上必要であると認められるものを除く)であつて、閲覧又は謄写させることにより個人のプライバシーを害するおそれがあると認められるに足りる相当な理由があるもの(当該個人が閲覧又は謄写させることを承諾した事項を除く)。

五 会社その他の企業又は団体に係る事項であつて、閲覧又は謄写させることにより当該企業又は団体の利益を著しく害すると認めるに足りる十分な理由があるもの

六 契約に係る予定価格、民間事業所等への立入検査の計画、国が行う試験の問題等であつて、これを事前に閲覧又は謄写させることがその性質上できないもの

2 行政機関の長は、公文書が前項各号に掲げる事項に係る部分とそれ以外の部分とからなる場合において、当該事項に係る部分とそれ以外の部分とを合理的に分離できるときは、当該事項に係る部分以外の部分は、閲覧又は謄写をせなければならぬ。

3 行政機関の長は、第一項第五号に掲げる事項に係る公文書であつても、公益上の必要その他の事由がある場合には、当該公文書を閲覧又は謄写させるものとす。

4 第一項の規定は、同項第一号に掲げる事項に係る公文書で、当該取決めが行われた日から十年を経過したものについては、適用しない。

(公文書の閲覧又は謄写の請求)

第七条 公文書の閲覧又は謄写の請求は、政令で定めるところにより、現に当該公文書を所持し、又は保管している行政機関の長に対してしなければならない。

2 行政機関の長は、前項の請求を受けた日から二週間以内に当該請求に係る公文書を閲覧又は謄写させるかどうかについて決定しなければならない。この場合において、当該期間内に当該決定をすることができないときは、その理由及び当該決定をすることができるときを請求人に

つた者に係る事項であつて、閲覧又は謄写させることが公益上必要であると認められるものを除く)であつて、閲覧又は謄写させることにより個人のプライバシーを害するおそれがあると認められるに足りる相当な理由があるもの(当該個人が閲覧又は謄写させることを承諾した事項を除く)。

通知しなければならない。

3 行政機関の長は、前項の決定をしたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、請求人に、その旨を通知しなければならない。この場合において、当該決定が閲覧又は謄写をさせない旨の決定であるときは、その理由を併せて通知しなければならない。

4 行政機関の長は、第一項の請求があつた場合において、当該請求に係る公文書を所持し、又は保管していないときは、当該請求の日から二週間以内に請求を却下し、その旨を請求人に通知しなければならない。この場合において、当該請求に係る公文書を他の行政機関が所持し、又は保管しているときは、その旨を教示しなければならない。

(費用の負担)

第八条 公文書を謄写する者は、政令で定めるところにより、当該謄写に要する費用を負担しなければならない。

(職務関連文書の閲覧又は謄写)

第九条 行政機関の職員は、その職務に関連して作成し、又は入手した文書、図画、写真、録音テープ等で現に所持し、又は保管している公文書以外のもの(次項において「職務関連文書」という。)の閲覧又は謄写を当該職員の所属する行政機関の長を通じて求められたときは、当該求めに応じようしなければならない。

2 前項の職員は、職務関連文書の閲覧又は謄写をさせるときは、当該職員の所属する行政機関の長の同意を得なければならない。この場合において、当該行政機関の長は、職務関連文書が第六条第一項各号に掲げる事項に係るものである場合を除き、同意をしなければならない。(公開された情報の出版等の自由)

第十条 すべて国民は、この法律の規定により公開された公文書その他の情報については、自由に、出版、放送その他の方法によつて、これを一般に公表することができる。(公文書の目録簿)

第十一条 行政機関の長は、当該行政機関に係る公文書の目録簿を備えなければならない。

2 行政機関の長は、前項の目録簿に公文書の種類、件名、内容の要旨、作成者の氏名又は名称、作成又は入手の年月日並びに保管の期間及び場所を、当該公文書を作成し、又は入手した日から二月以内に登録しなければならない。ただし、第六条第一項の規定により閲覧又は謄写させないことができることとされている公文書については、この限りでない。

3 前項本文の規定は、同項ただし書に規定する公文書が第六条第一項各号に掲げる事項に係る公文書に該当しないこととなつた場合について準用する。

4 行政機関の長は、毎年、政令で定めるところにより、目録簿に登録された事項の要旨を公表しなければならない。

(機密の整備等)

第十二条 行政機関の長は、公文書の閲覧又は謄写に関する事務を迅速かつ円滑に処理するための機構の整備、公文書の閲覧又は謄写の場所の確保及び公文書の閲覧又は謄写に必要な設備の整備に努めなければならない。

(国会への報告)

第十三条 政府は、毎年、閲覧又は謄写の請求に応じた公文書の件数、閲覧又は謄写をさせない旨の決定をした公文書の件名及びその理由その他公文書の公開の状況について、国会に報告しなければならない。

(文書等の作成及び整備)

第十四条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政機関に係る事務又は業務の執行に関する記録を文書、図画、写真、録音テープ等によつて作成し、これを整理しなければならない。

(公文書の保管)

第十五条 行政機関の長は、当該行政機関に係る公文書を政令で定める保管基準に従つて保管しなければならない。

(権限の委任)

第十六条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、この法律の規定によりその権限に属させられた事務を、当該行政機関所属の職員に委任することができる。

(不服申立てに対する裁決又は決定の時期)

第十七条 公文書の閲覧又は謄写に関する処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、当該審査請求又は異議申立てを受理した日から六十日以内にするように努めなければならない。

(不服申立てと訴訟との関係等)

第十八条 公文書の閲覧又は謄写に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。

2 前項の訴えの判決は、事件を受理した日から百日以内にするように努めなければならない。

(政令への委任)

第十九条 この法律に定めるもののほか、公文書の閲覧又は謄写の請求の系統その他公文書の閲覧及び謄写に関し必要な事項は、政令で定める。

(適用)

第二十条 会計検査院についての第七条第一項及び第三項、第八条、第十一条第四項、第十三条から第十六条まで並びに前条の規定の適用については、第七條第一項及び第三項、第八条、第十一條第四項、第十四条から第十六条まで並びに前条中「政令」とあるのは「会計検査院の規則」と、第十三条中「政府」とあるのは「会計検査院」とする。

(地方公共団体の文書等の公開)

第二十一条 地方公共団体は、この法律に定める国の行政機関の公文書の公開の措置に準じて、その事務又は業務に係る文書、図画、写真、録音テープ等の閲覧及び謄写等に関し必要な措置を講じなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。ただし、第十四条及び第十五条の規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

2 公文書の目録簿への登録その他この法律を施行するため必要な準備行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

五月一日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、戦後ソ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願(第三二二二二号)
- 一、ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願(第三二二三二号)
- 一、国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願(第三二二四二号)(第三二二五二号)(第三二二六二号)(第三二二七二号)(第三二二八二号)(第三二二九二号)(第三二三〇二号)(第三二三一〇二号)(第三二三二二号)(第三二三三二号)(第三二三四二号)(第三二三五二号)(第三二三六二号)(第三二三七二号)(第三二三八二号)
- 一、戦後ソ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願(第三四〇七二号)
- 一、ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願(第三四〇八二号)
- 一、国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願(第三四〇九二号)(第三四一〇二号)(第三四一一二号)(第三四一二二号)(第三四一三二号)(第三四一四二号)(第三四一五二号)(第三四一六二号)(第三四一七二号)(第三四一八二号)(第三四一九二号)(第三四二〇二号)(第三四二一二号)(第三四二二二号)(第三四二三二号)(第三四二四二号)(第三四二五二号)(第三四二六二号)(第三四二七二号)(第三四二八二号)(第三四二九二号)(第三四三〇二号)(第三四三一〇二号)(第三四三二二号)(第三四三三二号)(第三四三四二号)(第三四三五二号)(第三四三六二号)(第三四三七二号)(第三四三八二号)(第三四三九二号)(第三四四〇二号)(第三四四一二号)(第三四四二二号)(第三四四三二号)(第三四四四二号)(第三四四五二号)(第三四四六二号)(第三四四七二号)(第三四四八二号)(第三四四九二号)(第三四五〇二号)(第三四五一二号)(第三四五二二号)(第三四五三二号)(第三四五四二号)(第三四五五二号)(第三四五六二号)(第三四五七二号)(第三四五八二号)(第三四五九二号)(第三四六〇二号)(第三四六一二号)(第三四六二二号)(第三四六三二号)(第三四六四二号)(第三四六五二号)(第三四六六二号)(第三四六七二号)(第三四六八二号)(第三四六九二号)(第三四七〇二号)(第三四七一二号)(第三四七二二号)(第三四七三二号)(第三四七四二号)(第三四七五二号)(第三四七六二号)(第三四七七二号)(第三四七八二号)(第三四七九二号)(第三四八〇二号)(第三四八一二号)(第三四八二二号)(第三四八三二号)(第三四八四二号)(第三四八五二号)(第三四八六二号)(第三四八七二号)(第三四八八二号)(第三四八九二号)(第三四九〇二号)(第三四九一二号)(第三四九二二号)(第三四九三二号)(第三四九四二号)(第三四九五二号)(第三四九六二号)(第三四九七二号)(第三四九八二号)(第三四九九二号)
- 一、防衛力の増強及び靖国神社の国家護持法制化反対等に関する請願(第三四九八二号)

第一部 内閣委員会會議錄第七号 昭和五十六年五月十二日 【参議院】

一、国家公務員の退職金削減・定年制導入反対
に関する請願(第三四九九号)(第三五〇〇号)
(第三五〇一号)(第三五〇二号)(第三五〇三
号)

一、共済年金改善に関する請願（第三五一六号）

一、防衛力の増強及び靖国神社の國家護持法制
化反對等に関する請願（第三五一七号）（第三
五一八号）（第三五一九号）（第三五三六号）（第
三五三七号）

一、国家公務員の退職金削減・定年制導入反対
に関する請願(第三五三八号)(第三五三九号)
一、公務員の定年制・退職手当法改正反対等に
関する請願(第三五六五号)

一、戦後シ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願(第三五六六号)

一、國家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願(第三五六七号)(第三五六八号)
一、ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願(第三五六九号)

一、防衛力の増強及び靖国神社の國家護持法制
化反對等に関する請願(第三五七〇号)

一、重度重傷戦傷病者に対する恩給不均衡是正
に関する請願(第三五七二号)

一、日濟州棉花協會等を恩給法による外国特殊
機關指定に関する請願(第三五七四号)
一、公務員の定年制、退職手当法改正反対等に
関する請願(第三五七五号)

一、傷病恩給等の改善に関する請願(第三五八二号)

第三三二二号 昭和五十六年四月十七日受理

後、ソ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願

請願者 東京都台東区浅草二ノ一三ノ五 佐藤安雄

紹介議員 宮本 顯治君
この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第三三三三号 昭和五十六年四月十七日受理
ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給
に關する請願
請願者 東京都練馬区下石神井五ノ一ノ三三

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第三三二四号 昭和五十六年四月十七日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

本八重子外三百六十名
紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

佐々木幸子外三百五十五名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三三二八号 昭和五十六年四月十七日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

紹介議員 神谷信之助君
この諸願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三三二九号 昭和五十六年四月十七日受理

紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

請願者 北海道網走市南十一条西三丁目
忠針繁男外三百五十五名
紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

請願者 北海道網走市桂町六二 姉崎昌子
外三百五十五名
紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三三三三号 昭和五十六年四月十七日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する

屋文雄外三百五十五名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

ノ九一 明石敷外三百五十五名
紹介議員 宮本 顯治君

る諸願
請願者 北海道北見市三輪四九二ノ一 福
島昭外三百五十五名
紹介議員 安武 洋子君

る請願
請願者 北海道網走市南四条東三丁目 高井義友外三百五十五名
紹介議員 山中 郁子君

る請願
請願者 岩手県盛岡市東松園二丁目 佐々
木泰也外四千三十八名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三四〇七号 昭和五十六年四月十八日受理
戦後ソ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願

請願者 東京都板橋区大山金井町二ノ一

一 野島利雄

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第三四〇八号 昭和五十六年四月十八日受理
ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願

請願者 東京都板橋区大山金井町二ノ一

一 野島利雄

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第三四〇九号 昭和五十六年四月十八日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道名寄市栄町一二 栗林広行

外四百九十九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三四一九号 昭和五十六年四月十八日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道紋別市大山町一丁目 谷内

清実外百八十九名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三四二〇号 昭和五十六年四月十八日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道紋別市落石町五丁目 谷津

紹介議員 昌子外百七十八名
上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三四二二号 昭和五十六年四月十八日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道網走市潮見一丁目 寺田

美恵子外百七十八名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三四二二二号 昭和五十六年四月十八日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道網走市駒場二ノ八 小形

多美子外百七十八名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三四二三号 昭和五十六年四月十八日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道網走市向陽ヶ丘四ノ九 境

井末太郎外百七十八名

紹介議員 香島タケ子君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三四二四号 昭和五十六年四月十八日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道紋別市花園町五丁目 原田

昭外百七十八名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三四二五号 昭和五十六年四月十八日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道網走市天都山三三ノ一一

白坂徳造外百七十八名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三四二六号 昭和五十六年四月十八日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道紋別市幸町八丁目 佐藤和

子外百七十八名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三四二七号 昭和五十六年四月十八日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道紋別市港町七丁目 菅谷キ

ヨエ外百七十八名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三四二八号 昭和五十六年四月十八日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道網走市桂町四〇 眞壁達朗

外百七十八名

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三四二九号 昭和五十六年四月十八日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道紋別市湧別町西町三丁目

高橋英男外百七十八名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三四三〇号 昭和五十六年四月十八日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道紋別市落石町七丁目 阿部豊

治外百七十八名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三四六七号 昭和五十六年四月二十一日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道網走市新町三ノ一〇

高橋博外五百四十九名

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三四六八号 昭和五十六年四月二十一日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道網走市駒場九ノ三 佐々木

高延外三百四十九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三四八四号 昭和五十六年四月二十一日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道網走市南七条西四丁目 菊

本一夫外三百五十名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三四八九号 昭和五十六年四月二十一日受理
重度重複戦傷病者に対する恩給不均衡是正に関する請願

請願者 東京都荒川区南千住一―一九

高松時正

紹介議員 竹内 潔君

この請願の趣旨は、第二八二一号と同じである。

第三四九六号 昭和五十六年四月二十一日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 島根県松江市内中原町二三三 尾原正教外千九百十七名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三四九八号 昭和五十六年四月二十二日受理
防衛力の増強及び靖国神社の国家護持法制化反対等に関する請願

請願者 東京都北区中十条一ノ一七ノ一八 大橋正明外六千名

紹介議員 鈴木 一弘君

一、平和憲法を擁護し、その精神の実現のために十分な努力を払うこと。
二、「信教の自由」を侵害する靖国神社の国家護持法制化等の画策を中止すること。
三、防衛力増強に歯止めを設け、シビリアンコントロールを徹底すること。

理由
我が国をめぐる諸情勢は、内外ともに大きく揺れ動いており、この時局において、我が国が平和憲法を守り、その精神を世界平和推進のために生かそうとする努力を積極的に全世界へアピールしていかなければならない。しかるに政府は、ソ連脅威論を異常なまでに強調し、防衛力増強を最優先課題としている。もとより、日本の平和保障という立場から自衛権までも否定するものではないが、鈴木内閣発足以来の、防衛予算の「別わく」扱い、法務大臣の国会内外における改憲調、あるいは靖国神社の国家護持法制化への画策等の一連の動きは、歯止めなき防衛力増強と表裏一体をなし平和憲法の精神を否定するものである。また、憲法に保障された「信教の自由」をじゅうりんする極めて危険なものと言わざるを得ない。更にまた、昭和五十六年度予算を手始めに、政府・自民党は防衛力を急速に増強するため防衛庁中期業務見積りの繰上げ達成を既定方針として、防衛予算のみを厚遇しようとしている。しかも、それらの達成

についての財源は、福祉の切捨て、大衆増税などによつて充当しようとしていることは明らかである。日本の戦後における平和と繁栄は日本国憲法の下で、国民のたゆまぬ努力によつて築かれたものであり、これを戦前に逆もどりさせるようなことは、断じて阻止しなければならない。

第三四九九号 昭和五十六年四月二十二日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道北見市本町四ノ二ノ八 高村力外三百五十名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三五〇〇号 昭和五十六年四月二十二日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道網走市つくしヶ丘二ノ八八ノ三四九 井上綾子外三百五十名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三五〇一号 昭和五十六年四月二十二日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道網走市つくしヶ丘一ノ九二ノ一 腰丸光春外三百四十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三五〇二号 昭和五十六年四月二十二日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道網走市桂町六〇ノ五 川平茂雄外三百四十九名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三五〇三号 昭和五十六年四月二十二日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道紋別市大山町二丁目 高橋秀雄外三百五十名

紹介議員 香取タケ子君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三五一六号 昭和五十六年四月二十二日受理
共済年金改善に関する請願

請願者 香川県善通寺市善通寺町二、九一三 山口英之外千五百名

紹介議員 柏原 ヤス君

この請願の趣旨は、第一三二七号と同じである。

第三五一七号 昭和五十六年四月二十二日受理
防衛力の増強及び靖国神社の国家護持法制化反対等に関する請願

請願者 東京都目黒区下目黒五ノ三〇ノ一四 福島良夫外三千四百十九名

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第三四九八号と同じである。

第三五一八号 昭和五十六年四月二十二日受理
防衛力の増強及び靖国神社の国家護持法制化反対等に関する請願

請願者 東京都小金井市前原町三ノ一ノ二〇 西島弘外二千四百名

紹介議員 中尾 辰義君

この請願の趣旨は、第三四九八号と同じである。

第三五三六号 昭和五十六年四月二十二日受理
防衛力の増強及び靖国神社の国家護持法制化反対等に関する請願

請願者 東京都目黒区南一ノ一ノ一〇四 〇五 飯田耕一外五千名

紹介議員 大川 清幸君

この請願の趣旨は、第三四九八号と同じである。

第三五三七号 昭和五十六年四月二十二日受理
防衛力の増強及び靖国神社の国家護持法制化反対等に関する請願

請願者 東京都日野市南平九ノ四〇ノ六 増子博一外五千名

紹介議員 塩出 啓典君

この請願の趣旨は、第三四九八号と同じである。

第三五三八号 昭和五十六年四月二十二日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道北見市春光町四ノ四ノ二六 高橋征男外五百五十名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三五三九号 昭和五十六年四月二十二日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道北見市常盤町四丁目 大貫千恵子外三百四十九名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三五六五号 昭和五十六年四月二十三日受理
公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 千葉県野田市山崎二、〇七六ノ一 九 関本賢三郎外四十四名

紹介議員 山崎 昇君

一、継続案件となつてゐる、退職手当削減、定年

理大臣若しくは主務大臣の認可を要するものとされる法人

3 この法律において「官利企業」とは、商業、工業又は金融業その他官利を目的とする私企業をいう。

4 この法律において「業者団体」とは、官利企業を営むものを主たる構成員とし、その共通の利益を増進することを主たる目的とする団体又はその連合体をいう。

(再就職の制限)

第三條 国の行政機関の職員並びに政府関係特殊法人の役員及び職員は、離職後五年間は、官利企業又は業者団体の地位で、その離職前五年間に在職していた国家公務員等離職者就職審査委員会規則（以下「規則」という。）で定める国の機関又は政府関係特殊法人と監督関係、契約関係その他の密接な関係にあるものに就くことを承諾し、又は就いてはならない。

2 前項の規定は、国の行政機関の職員のうち、事務次官、局長その他規則で定める官職にある職員及び政府関係特殊法人の役員を除き、規則で定めるところにより、国家公務員等離職者就職審査委員会（以下「審査委員会」という。）の承認を受けた場合には、適用しない。

(兼職等の禁止)

第四條 国の行政機関の職員並びに政府関係特殊法人の役員及び職員は、官利企業を営むことを目的とする会社その他の団体若しくは業者団体の役員若しくは顧問の地位その他これらに相当する地位に就き、又は自ら官利企業を営んではならない。

2 前項の規定は、規則で定めるところにより、国の行政機関の職員又は政府関係特殊法人の役員若しくは職員が審査委員会の承認を受けた場合には、適用しない。

(政府関係特殊法人の役員及び職員の任命の制限)

第五條 政府関係特殊法人の役員の任命及び当該役員の任命に係る認可については、当該政府関係

係特殊法人の役員の数の二分の一以上のものが国の行政機関の職員の経歴を有する者で規則で定めるものによつて占められることとなつてはならない。

2 政府関係特殊法人の職員の任用については、政府関係特殊法人の職員のうち、規則で指定する地位にあるものの数の四分の一以上のものが国の行政機関の職員の経歴を有する者で規則で定めるものによつて占められることとなつてはならない。

3 政府関係特殊法人の役員の任命及び当該役員の任命に係る認可については、五年以上政府関係特殊法人の役員の経歴を有する者が当該役員の地位に就くこととなつてはならない。ただし、審査委員会の承認がある場合は、この限りでない。

(役員の給与等の基準)

第六條 政府関係特殊法人の役員が受ける給与及び退職手当の支給基準は、国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員の給与及び退職手当の例に準じて定められるものとする。

(報告)

第七條 審査委員会は、毎年、遅滞なく、国会及び内閣に対し、前年において審査委員会がした第三條第二項及び第四條第二項の承認の処分に關し、各承認の処分ごとに、承認に係る者が離職前五年間に在職していた第三條第一項の規則で定める国の機関又は政府関係特殊法人の官職等（第四條第二項の処分にあつては、現在に在職している国の行政機関又は政府関係特殊法人の官職等）、承認に係る官利企業等の地位、承認をした理由その他必要な事項を報告しなければならない。

(罰則)

第八條 第三條又は第四條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

附則

1 この法律は、別に法律で定める日から施行す

る。

2 審査委員会の設置及びこの法律の施行に伴い必要な経過措置、関係法律の整理その他必要な事項については、別に法律で定める。

五月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、重度重複戦傷病者に対する恩給不均衡是正に關する請願（第三五九四号）

一、旧満州棉花協會等を恩給法による外国特殊機関指定に關する請願（第三六三六号）

一、国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に關する請願（第三六四一号）（第三六四二号）（第三六四三号）（第三六四四号）（第三六四五号）（第三六四六号）（第三六四七号）（第三六四八号）（第三六四九号）（第三六五〇号）（第三六五一号）

一、公務員の定年制・退職手当法改正反対等に關する請願（第三六五二号）（第三六五三号）（第三六五四号）（第三六五五号）（第三六五六号）（第三六五七号）（第三六五八号）（第三六五九号）（第三六六〇号）（第三六六一号）（第三六六二号）（第三六六三号）

一、防衛力の増強及び靖国神社の國家護持法制化反対等に關する請願（第三六六五号）

一、国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に關する請願（第三六八八号）（第三六九〇号）（第三六九一号）（第三六九二号）（第三六九三号）

一、防衛力の増強及び靖国神社の國家護持法制化反対等に關する請願（第三七〇二号）（第三七〇三号）

一、重度重複戦傷病者に対する恩給不均衡是正に關する請願（第三七〇八号）

一、国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に關する請願（第三七二一号）（第三七二三号）（第三七二四号）（第三七二五号）（第三七二六号）（第三七二七号）

一、防衛力の増強及び靖国神社の國家護持法制化反対等に關する請願（第三七四八号）

一、国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に關する請願（第三七五十一号）

一、防衛力の増強及び靖国神社の國家護持法制化反対等に關する請願（第三七五二号）

一、国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に關する請願（第三七七四号）

一、防衛力の増強及び靖国神社の國家護持法制化反対等に關する請願（第三七八五号）（第三七八六号）（第三七八七号）（第三七八八号）（第三七八九号）（第三七九〇号）（第三七九一号）（第三七九二号）（第三七九三号）（第三七九四号）（第三七九五号）（第三七九六号）（第三七九七号）（第三七九八号）（第三七九九号）（第三八〇〇号）（第三八〇一号）（第三八〇二号）（第三八〇三号）（第三八〇四号）（第三八〇五号）（第三八〇六号）（第三八〇七号）（第三八〇八号）

化反対等に關する請願（第三七二九号）

一、公務員の定年制・退職手当法改正反対等に關する請願（第三七三〇号）

一、防衛力の増強及び靖国神社の國家護持法制化反対等に關する請願（第三七四四号）

一、国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に關する請願（第三七四八号）

一、防衛力の増強及び靖国神社の國家護持法制化反対等に關する請願（第三七五十一号）

一、国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に關する請願（第三七七四号）

一、防衛力の増強及び靖国神社の國家護持法制化反対等に關する請願（第三七六六号）

一、国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に關する請願（第三七七七号）（第三七八一号）（第三七八四号）（第三七八五号）（第三七八六号）（第三七八七号）（第三七八八号）（第三七八九号）（第三七九〇号）（第三七九一号）（第三七九二号）（第三七九三号）（第三七九四号）（第三七九五号）（第三七九六号）（第三七九七号）（第三七九八号）（第三七九九号）（第三八〇〇号）（第三八〇一号）（第三八〇二号）（第三八〇三号）（第三八〇四号）（第三八〇五号）（第三八〇六号）（第三八〇七号）（第三八〇八号）

一、公務員の定年制・退職手当法改正反対等に關する請願（第三七九七号）（第三七九八号）（第三七九九号）（第三八〇〇号）（第三八〇一号）（第三八〇二号）（第三八〇三号）（第三八〇四号）（第三八〇五号）（第三八〇六号）（第三八〇七号）（第三八〇八号）

一、国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に關する請願（第三八〇九号）（第三八一〇号）（第三八一一号）（第三八一二号）（第三八一三号）（第三八一四号）（第三八一五号）（第三八一六号）（第三八一七号）（第三八一八号）（第三八一九号）（第三八二〇号）（第三八二一号）

一、旧勲章叙賜者の名譽回復に關する請願（第三八二四号）（第三八二五号）（第三八二六号）（第三八二七号）（第三八二八号）

一、傷病恩給等の改善に關する請願（第三八二九号）

第三五九四号 昭和五十六年四月二十四日受理
重度重複戦傷病者に対する恩給不均衡是正に関する請願
請願者 岩手県和賀郡湯田町湯田 柏崎謙一郎

紹介議員 峯山 昭範君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第三六三六号 昭和五十六年四月二十五日受理
旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願
請願者 東京都国分寺市西町二ノ三八ノ一 八 中川九一

紹介議員 板垣 正君
この請願の趣旨は、第六四一号と同じである。

第三六四一号 昭和五十六年四月二十五日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願
請願者 東京都世田谷区上用賀一ノ一八ノ二 二 関田節子外四名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三六四二号 昭和五十六年四月二十五日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願
請願者 東京都大田区南雪谷五ノ一八ノ八 春田きよ子外四外

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三六四三号 昭和五十六年四月二十五日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願
請願者 東京都渋谷区代々木五ノ三一ノ一 ノ三〇三 小沼博隆外四名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三六四四号 昭和五十六年四月二十五日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願
請願者 東京都世田谷区用賀四ノ一四ノ一 二 菊池寛外四名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三六四五号 昭和五十六年四月二十五日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願
請願者 東京都板橋区南常盤台二ノ一二ノ七ノ三〇二 河野洋二郎外四名

紹介議員 香取タケ子君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三六四六号 昭和五十六年四月二十五日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願
請願者 東京都目黒区東山三ノ二ノ一 RD ノ四四 宮原誠外四名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三六四七号 昭和五十六年四月二十五日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願
請願者 横浜市長区竹山一ノ三ノ一、三〇三ノ三二二 中村晃忠外四名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三六四八号 昭和五十六年四月二十五日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願
請願者 東京都世田谷区代田二ノ一一ノ五 吉沢きみ子外四名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三六四九号 昭和五十六年四月二十五日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願
請願者 東京都世田谷区野毛一ノ一一ノ一 二 牟田隆郎外四名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三六五〇号 昭和五十六年四月二十五日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願
請願者 東京都世田谷区三宿一ノ六ノ一六 栗栖弘光外四名

紹介議員 宮本 顕治君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三六五一号 昭和五十六年四月二十五日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願
請願者 東京都目黒区鷹番二ノ一二ノ一 宇田川俊一外四名

紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三六五二号 昭和五十六年四月二十五日受理
公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願
請願者 東京都千代田区丸の内三ノ五都庁内東京都区職員労働組合内 大牟礼藤男外一名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第三六五三号 昭和五十六年四月二十五日受理
公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願
請願者 埼玉県所沢市緑町一ノ一二ノ四一

ノ五 矢貝富美子
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第三六五四号 昭和五十六年四月二十五日受理
公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願
請願者 東京都北区滝野川五ノ三七ノ一〇 鈴木俊行

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第三六五五号 昭和五十六年四月二十五日受理
公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願
請願者 東京都大田区東矢口二ノ六ノ二四 甲斐田宗広

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第三六五六号 昭和五十六年四月二十五日受理
公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願
請願者 東京都国分寺市東元町四ノ一二ノ一一 吉田厚子

紹介議員 香取タケ子君
この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第三六五七号 昭和五十六年四月二十五日受理
公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願
請願者 横浜市長区北寺尾三ノ二ノ一〇 〇 広瀬正志

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第三六五八号 昭和五十六年四月二十五日受理
公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 東京都港区白金二ノ四ノ四 小野久孝

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第三六五九号 昭和五十六年四月二十五日受理

公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 東京都世田谷区奥沢八ノ七ノ一四 古瀬道子

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第三六六〇号 昭和五十六年四月二十五日受理

公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 東京都世田谷区祖師谷一ノ一四 奥谷淳子

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第三六六一号 昭和五十六年四月二十五日受理

公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 東京都三鷹市上連雀六ノ二四ノ三

紹介議員 宮本 順治君

この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第三六六二号 昭和五十六年四月二十五日受理

公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 東京都墨田区立花一ノ二七ノ五ノ一、〇三四 江口忠

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第三六六三号 昭和五十六年四月二十五日受理

公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 東京都世田谷区野毛一ノ二四ノ六

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第三六六五号 昭和五十六年四月二十五日受理

防衛力の増強及び靖国神社の国家護持法制化反対等に関する請願

請願者 東京都稲城市矢野口二三一 齊木秋男外八十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第三四九八号と同じである。

第三六八八号 昭和五十六年四月二十七日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 東京都文京区本駒込二ノ二二ノ四

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三六九〇号 昭和五十六年四月二十七日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 埼玉県川口市芝中田二ノ八ノ二〇

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三六九一号 昭和五十六年四月二十七日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 埼玉県浦和市辻五ノ三ノ二五 朝岡一治外二十一名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三六九二号 昭和五十六年四月二十七日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 東京都小平市小川西町二、二六一

紹介議員 西ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三六九三号 昭和五十六年四月二十七日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 東京都墨田区錦糸四ノ一六ノ三ノ七〇八 高山圭子外二十名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三七〇二号 昭和五十六年四月二十七日受理

防衛力の増強及び靖国神社の国家護持法制化反対等に関する請願

請願者 東京都日野市日野台四ノ一四ノ九

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第三四九八号と同じである。

第三七〇三号 昭和五十六年四月二十七日受理

防衛力の増強及び靖国神社の国家護持法制化反対等に関する請願

請願者 大阪府北区中之島一ノ四大阪府役所内大阪府従業員労働組合内 高橋等外三千名

紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第三四九八号と同じである。

第三七〇八号 昭和五十六年四月二十七日受理

重度重複戦傷病者に対する恩給不均衡是正に関する請願

請願者 埼玉県東松山市葛袋二〇七 野口林吉

紹介議員 堀江 正夫君

この請願の趣旨は、第二八一一号と同じである。

第三七二二号 昭和五十六年四月二十七日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 埼玉県浦和市常盤四ノ七ノ二 石川敏外二十一名

紹介議員 山田 謙君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三七二三号 昭和五十六年四月二十八日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 横浜市中区千代崎町二ノ七一 伊藤三郎外二十名

紹介議員 広田 幸一君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三七二四号 昭和五十六年四月二十八日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 東京都豊島区長崎四ノ三七ノ三

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三七二五号 昭和五十六年四月二十八日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 川崎市川崎区大島三ノ一六ノ八

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三七二六号 昭和五十六年四月二十八日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区深沢一ノ三二 鮎谷昭外二十一名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三七二七号 昭和五十六年四月二十八日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三七二七号 昭和五十六年四月二十八日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 横浜市港南区日野町五、七九一藤ヶ沢住宅五ノ二〇六 武政雄三外二十名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三七二九号 昭和五十六年四月二十八日受理
防衛力の増強及び靖国神社の国家護持法制化反対等に関する請願

請願者 東京都世田谷区世田谷一ノ四一ノ一六 町村秀夫外四千八百三十名

紹介議員 渋谷 邦彦君

この請願の趣旨は、第三四九八号と同じである。

第三七三〇号 昭和五十六年四月二十八日受理
公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 埼玉県大宮市東大宮六ノ二三ノ一三 船川淑子外五十八名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第三五五五号と同じである。

第三七四四号 昭和五十六年四月二十八日受理
防衛力の増強及び靖国神社の国家護持法制化反対等に関する請願

請願者 東京都日野市日野六五八ノ一盛晃社内 北川五ツ子外四十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第三四九八号と同じである。

第三七四八号 昭和五十六年四月二十八日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 東京都北区浮間三ノ一九ノ九 壁

谷宏之外二十名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三七五一号 昭和五十六年四月二十八日受理
防衛力の増強及び靖国神社の国家護持法制化反対等に関する請願

請願者 東京都台東区根岸三ノ一〇ノ一〇 安田雅昭外三千四百九十九名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第三四九八号と同じである。

第三七七四号 昭和五十六年四月二十八日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 東京都葛飾区立石七ノ二七ノ二 川端義雄外十八名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三七七六号 昭和五十六年四月三十日受理
防衛力の増強及び靖国神社の国家護持法制化反対等に関する請願

請願者 東京都台東区橋場一ノ一八ノ一三 小沢ひろ子外二千四百九名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第三四九八号と同じである。

第三七七七号 昭和五十六年四月三十日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区太子堂一ノ二ノR Aノ二二 安藤元吉外十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三七八一号 昭和五十六年四月三十日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 東京都港区北青山一ノ六ノ三ノ四〇八 渡辺さと外二十五名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三七八四号 昭和五十六年四月三十日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市岡本二八八ノ四 中村正外二十一一名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三七八五号 昭和五十六年四月三十日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 東京都杉並区永福三ノ四四ノ五 安藤操外二十名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三七八六号 昭和五十六年四月三十日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 東京都北区滝野川一ノ三ノ一二 加藤義明外十七名

紹介議員 加藤 完君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三七八七号 昭和五十六年四月三十日受理
防衛力の増強及び靖国神社の国家護持法制化反対等に関する請願

請願者 東京都多摩市諏訪二ノ二ノ一四ノ一〇一 松尾貴司外六十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第三四九八号と同じである。

第三七九三号 昭和五十六年四月三十日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 東京都新宿区戸山町四三ノ二ノ三〇三 鳥家吉和外二十名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三七九七号 昭和五十六年四月三十日受理
公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 東京都日野市百草団地二六五ノ三〇六 須藤さき

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第三五五五号と同じである。

第三七九八号 昭和五十六年四月三十日受理
公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 東京都田無市本町四ノ一六ノ七 榎本シズエ

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第三五五五号と同じである。

第三七九九号 昭和五十六年四月三十日受理
公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 東京都中野区江古田一ノ二四ノ六 新井茂雄

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第三五五五号と同じである。

第三八〇〇号 昭和五十六年四月三十日受理
公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 神奈川県座間市相武台四ノ四、六 八七ノ一一 栗城賢二

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第三五五五号と同じである。

第三八〇一号 昭和五十六年四月三十日受理

公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 東京都目黒区五本木二ノ三九ノ一

○青木美知子

紹介議員 香取タケ子君

この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第三八〇二号 昭和五十六年四月三十日受理

公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 東京都大田区東六郷一ノ二〇ノ七

小原誠

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第三八〇三号 昭和五十六年四月三十日受理

公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 川崎市中原区新丸子東三ノ九四一

ノ一ノ二〇六 藤條弘之

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第三八〇四号 昭和五十六年四月三十日受理

公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 東京都小平市鈴木町一ノ六二ノ一

むさしが丘職員公舎内 堀井桂子

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第三八〇五号 昭和五十六年四月三十日受理

公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 神奈川県相模原市北里一ノ四ノ五

有馬房子

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第三八〇六号 昭和五十六年四月三十日受理

公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 東京都世田谷区豪徳寺二ノ一九ノ一

一六 酒井勇治

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第三八〇七号 昭和五十六年四月三十日受理

公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 東京都世田谷区豪徳寺一ノ三三ノ一

七 吉田弘

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第三八〇八号 昭和五十六年四月三十日受理

公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 東京都世田谷区北島山三ノ一ノ八

ノ一〇五 寺田榮子

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第三八〇九号 昭和五十六年四月三十日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区鎌田町四ノ七ノ二

九 高木和益外五十九名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第三八一〇号 昭和五十六年四月三十日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 東京都練馬区早宮一ノ四一ノ一四

三島昌夫外四十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第三八一一号 昭和五十六年四月三十日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 神奈川県相模原市すすきの町一ノ四

四 竹村良平外四十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第三八一二号 昭和五十六年四月三十日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 千葉県市川市若宮二ノ一九ノ三

芦沢正見外四十九名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第三八一三号 昭和五十六年四月三十日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 東京都八王子市打越町一、〇二七

ノ二〇 大久保千代次外四十九名

紹介議員 香取タケ子君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第三八一四号 昭和五十六年四月三十日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 東京都品川区西五反田八ノ八ノ一

四ノ二一〇 工藤実外四十九名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第三八一五号 昭和五十六年四月三十日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 東京都大田区久が原一ノ二七ノ一

三 原宏外四十九名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第三八一六号 昭和五十六年四月三十日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 埼玉県朝霞市宮戸一、一四八

竹 嶋孝子外四十九名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第三八一七号 昭和五十六年四月三十日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 東京都新宿区北新宿一ノ九ノ一三

篠原知子外四十九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第三八一八号 昭和五十六年四月三十日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 川崎市高津区久末二、一五〇

石 川慎一外四十九名

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第三八一九号 昭和五十六年四月三十日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 東京都墨田区押上三ノ二八ノ一

中川美美子外四十九名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第三八二〇号 昭和五十六年四月三十日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 神奈川県伊勢原市高森台三ノ四ノ一

一七 末永泉二外四十九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三八二一号 昭和五十六年四月三十日受理
旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 横浜市金沢区六浦町一、〇七三
白根敬外二十一名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三八二四号 昭和五十六年四月三十日受理
旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 神奈川県秦野市萩が丘三ノ一四
長塚誠

紹介議員 内藤三郎君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第三八二五号 昭和五十六年四月三十日受理
旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市大町二ノ三ノ二六
高橋俊郎

紹介議員 秦野 章君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第三八二六号 昭和五十六年四月三十日受理
旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 群馬県群馬郡箕郷町矢原一、一五
四 萩原一夫

紹介議員 福田 宏一君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第三八二七号 昭和五十六年四月三十日受理
旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 群馬県高崎市岩押町二ノ三 笹反
藤太郎

紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第三八二八号 昭和五十六年四月三十日受理
旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 群馬県高崎市本町一二三 水村周
作

紹介議員 山本 富雄君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第三八二九号 昭和五十六年四月三十日受理
傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 岡山県玉野市木目六三七ノ一 難
波信保

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第三五八二号と同じである。

第四号中正誤

ベシ 段行 誤 正
三 三 終わり 東条 東条

第五号中正誤

ベシ 段行 誤 正
元 一 終わり 原告 原則

第六条中正誤

ベシ 段行 誤 正
六 四 終わり 少も 少し

昭和五十六年五月二十一日印刷

昭和五十六年五月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D